

## 国土交通省(内閣府と関係府省との間で調整を行う提案)

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	関係府省・関係機関	団体名	その他(特記事項)	回答欄(各府省)
	区分	分野									
14	A	権限移譲	土地利用(農地除く)	都道府県が定める区域区分に関する都市計画の一部を市町村に権限移譲	【支障事例】 都市計画法第15条において、用途地域に関する都市計画は市町村が、区域区分に関する都市計画は都道府県がそれぞれ定めることが規定されている。このため、用途地域の変更は区域区分の変更に伴う場合、市町村と都道府県が同時に都市計画の手続きを行い決定することとなる。区域区分の境界については、道路施設や地形・地物により定められており、本市では、地域の約8割が市街化調整区域となるため、このような境界が多く存在している。市街化区域の縁辺部における、道路施設や地形・地物の位置の変更に伴う軽易な変更については、市町村に用途地域に関する都市計画の権限委譲がされるまでは、都道府県が区域区分と併せて一体的に見直しを行うことができたが、現在は、市町村と都道府県が同時に都市計画の手続きを行い決定する必要がある。事務が複雑となっている。このため、今後、市街化調整区域の変更を行う場合は、その都度、都市計画変更を行うのではなく、用途地域等の一斉見直しの際にまとめて対応することとなり、都市計画変更が適切な時期に行われないことが懸念される。	都道府県の広域的な観点から都市計画決定する必要性が低い軽易な区域区分の変更を市町村へ権限移譲することにより、都市計画の手続きの簡素化が図られ、適切な都市計画変更が可能となる。 (参考) 同時決定を行う場合、案の作成後、決定・告示まで約1年の期間を要するが、市単独の場合、約半年の期間で決定・告示が可能となる。	都市計画法第15条第1項第2号 都市計画法施行規則第13条第1項第1号	国土交通省	青梅市		区域区分は、一の市町村の区域を超えて指定される都市計画区域全体を対象として、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に基づき、市街地の拡大可能性や公共施設の整備状況、緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮等を即時的に総合勘案して定められるものであることと鑑みて、都市計画区域の指定主体である都道府県が広域的な観点から定めることとされている。 区域区分の軽易な変更については、区域区分が、国が設置する施設や国の農業政策に影響があること等から、変更が行われる理由及び変更後の区域が客観的に明らかで、既になされている国土交通大臣の同意の判断の前提を明らかに認められるものについて協議を不要としているものであるが、軽易な変更の対象となる区域区分の変更であっても、広域的な観点から都道府県が変更すべきであることに変わりはない。
27	A	権限移譲	土地利用(農地除く)	都市計画の軽易な区域区分の変更について、都道府県から市町村に移譲	【提案の背景】 市街化区域の縁辺部において区域区分が変更される場合、用途地域及び地区計画の見直しに伴うため、都道府県と市町村が同時に都市計画変更を行うこととなる。このうち、道路施設や地形・地物の位置の変更のみによる区域区分や用途地域の見直しについても同様な手続きが必要であり、事務が煩雑になっている。 【支障事例】 区域区分線は道路、河川、構造物の見通し線、擁壁等の地形地物及びそれらからも離隔しより定められており、本市では、市街化区域の縁辺に位置する都市計画道路等の高規格道路によりその基線が規定されていることが多い。近年、それらの高規格化や新規開通等に伴う整備により、道路等の地形地物線形が変更されたが、一定期間ごとに予定されている用途地域等の一斉見直し時に見直すこととされ、現在存置されており、速やかな道路整備効果の発現の観点から、周辺の土地利用に支障が生じている。 こうした区域区分の変更に伴う道路整備は今後も市内の多くの箇所想定されている(国道20号南バイパス、北西部幹線道路等)。	都道府県の広域的な観点から都市計画決定する必要性が低い軽易な区域区分の変更を市町村へ権限移譲することにより、都市計画変更手続きの簡素化が図られる。	都市計画法第15条	国土交通省	八王子市		区域区分は、一の市町村の区域を超えて指定される都市計画区域全体を対象として、当該都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(都市計画区域マスタープラン)に基づき、市街地の拡大可能性や公共施設の整備状況、緑地等自然的環境の整備又は保全への配慮等を即時的に総合勘案して定められるものであることと鑑みて、都市計画区域の指定主体である都道府県が広域的な観点から定めることとされている。 区域区分の軽易な変更については、区域区分が、国が設置する施設や国の農業政策に影響があること等から、変更が行われる理由及び変更後の区域が客観的に明らかで、既になされている国土交通大臣の同意の判断の前提を明らかに認められるものについて協議を不要としているものであるが、軽易な変更の対象となる区域区分の変更であっても、広域的な観点から都道府県が変更すべきであることに変わりはない。
17	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	不動産鑑定士試験の受験申込みに係る都道府県経由事務の廃止	【制度改正の必要性】 不動産鑑定士試験の受験申込みについては、書面による申請の場合には、受験者の現住所を管轄する都道府県知事を經由して行うこととされているが、受験者の利便性向上を図るため、国が直接受け付けている電子申請と窓口を一本化できるよう、書面による受験申込みの都道府県経由の義務付けを廃止することとする。 【支障事例等】 都道府県では、受験願書の配布、受付、国への提出事務を行っているが、現住所以外の在学地や就業地の都道府県では願書を受け付けられない。期限までに住所地の都道府県を經由して国に申請書が到達しなければ受験の機会を失うこととなる。	国が直接受け付けている電子申請と窓口を一本化できるよう、書面による受験申込みの都道府県経由の義務付けを廃止することで、受験者の利便性向上を図る。	不動産の鑑定評価に関する法律第12条の2	国土交通省	愛知県		国家試験である不動産鑑定士試験の受験機会は全国公平に広く提供されるべきであり、受験の申込みの受付や問合せ等の窓口もできる限り身近に存在することが望ましいことから、不動産の鑑定評価に関する法律(以下「鑑定評価法」という。))においては、受験申込みは原則として都道府県知事を經由して行うこととされている。 また、申込状況について、平成28年不動産鑑定士試験の件数を見ると、総数が2,611件、うち書面申請が2,094件(約80%)、電子申請が517件(約20%)となっており、申込みの大半が都道府県を經由する書面申請となっている。 もし提案のとおり書面による受験申込みの都道府県経由の義務付けを廃止した場合、全国からの受験申込みの受付を東京で行うこととなるため、住民(受験者)の利便性が著しく低下するとともに、事務処理の遅延等による悪影響も懸念される。
50	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	不動産鑑定士試験の受験申込みに係る都道府県経由事務の廃止	【支障事例】 国家試験である不動産鑑定士試験の受験申込みは、電子申請システムによる場合を除き、受験者の住所を管轄する都道府県知事を經由して行うこととされている。 現在、受験者の多くは電子申請システムにより申込みをしているものの、郵送や持参により申し込み受験者は一部、埼玉県では平成27年度に申込みの約8割に当たる149件を受け付けている。 このため、提出された申込書に疑義があった場合は、必要に応じて受験者に対して修正の指示をするなど、受付までに時間を要することがある。 例えば、論文式試験の一部免除申請があったが、証明書類が揃っておらず、後日送付することで受付して良いかを国に問い合わせた事例があった。 また、都道府県では申込みの受付のみならず、次のような事務も行っている。 1 試験日程等についての通知 ・市町村にポスターの配布・掲示を依頼 ・庁内でポスター掲示・HPへの掲載 2 願書の配布 ・課内カウンター設置、配布 ・郵送での配布(平成27年度は55件) 3 合格発表 ・合格者の番号を、庁内で2週間程度掲示 これらを合わせるとおおむね0.1人役分の事務負担となっている。 【制度改正の必要性】 本事務は法定受託事務とされているところではあるが、地方分権推進委員会最終報告(H13.6.14)において、「地方公共団体に対する補助的な事務処理の依頼については、(略)国が地方公共団体をその手足として活用しているということも考えられるので、(略)引き続き調査・検討が行われるべき」とされている。	書類の受付・確認作業を国が一元的に責任をもって行うことで、より迅速な受付が可能となり、受験者の利便性向上につながることも、行政の効率化にも資する。	不動産の鑑定評価に関する法律第12条の2	国土交通省	埼玉県		国家試験である不動産鑑定士試験の受験機会は全国公平に広く提供されるべきであり、受験の申込みの受付や問合せ等の窓口もできる限り身近に存在することが望ましいことから、不動産の鑑定評価に関する法律(以下「鑑定評価法」という。))においては、受験申込みは原則として都道府県知事を經由して行うこととされている。 また、申込状況について、平成28年不動産鑑定士試験の件数を見ると、総数が2,611件、うち書面申請が2,094件(約80%)、電子申請が517件(約20%)となっており、申込みの大半が都道府県を經由する書面申請となっている。 もし提案のとおり書面による受験申込みの都道府県経由の義務付けを廃止した場合、全国からの受験申込みの受付を東京で行うこととなるため、住民(受験者)の利便性が著しく低下するとともに、事務処理の遅延等による悪影響も懸念される。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	関係する国・都道府県等	団体名	その他(特記事項)	
	区分	分野									
292	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	不動産鑑定士試験の受験申込みに係る都道府県を經由する義務付けの廃止	不動産鑑定士試験の受験申込みに係る都道府県を經由する義務付けを廃止すること	【現行制度の概要】 不動産鑑定士試験の受験の申込みについては、不動産の鑑定評価に関する法律第12条の2に基づき受験者の住所地を管轄する都道府県知事を経由して行うこととされており、都道府県では、受験願書の配布、受付、国への提出事務を行っている。 【支障事例】 現在、都道府県で受理する郵送・持参の受験願書については、記入漏れ等をチェックし、必要に応じて本人に修正等を指示している。しかし、受験案内に記載されていない修正事項も多く、その場合は本省へ確認して修正することとなるが、すぐに回答がない場合には、後日郵送で修正のやり取りをすることとなり、受験者にとって二度手間となっている(特に窓口に来所された場合)。また、他都道府県からの住所地の受験願書が届いた場合は受験者へ返送し、住所地の都道府県に再提出してもらっており、受験者の理解不足ではあるが、この場合においても、二度手間となっている。さらに、受験願書提出後に氏名、住所又は連絡先が変更になった場合は、受験願書を提出した都道府県ではなく、直接、国に変更届をFAXしなくてはならず、受験願書に係る統一的な窓口が明確でないために受験者が混乱している。 【制度改正の必要性】 当該業務は、法定受託事務ではあるが、現に国において電子申請での受験申込みを受け付けており、都道府県を経由させる必要性は低い。また、実際に県で行っているのは簡単なチェックのみであり、県の判断を要するようものは含まれていない。	【制度改正による効果】 受験申込みの都道府県経由という義務付けを廃止することで、国が直接受け付けている電子申請と窓口が一本化され、副書記載事項の不備に対し、迅速かつ的確に責任を持った対応が可能となるなど、受験者の利便性向上及び行政の効率化につながる。	不動産の鑑定評価に関する法律第12条の2	国土交通省	九州地方知事会	福岡県提案分「別紙」あり 【具体的な支障事例、制度改正効果】※01	国家試験である不動産鑑定士試験の受験機会は全国公平に広く提供されるべきであり、受験の申込みの受付や問合せ等の窓口もできる限り身近に存在することが望ましいことから、不動産の鑑定評価に関する法律(以下「鑑定評価法」という。))においては、受験申込は原則として都道府県知事を経由して行うこととされている。 また、申込状況について、平成28年不動産鑑定士試験の件数をみると、総数が2,611件、うち書面申請が2,094件(約80%)、電子申請が517件(約20%)となっており、申込みの大半が都道府県を経由する書面申請となっている。 もし提案のとおり書面による受験申込の都道府県経由の義務付けを廃止した場合、全国からの受験申込の受付を東京で行うこととなるため、住民(受験者)の利便性が著しく低下するとともに、事務処理の遅延等による悪影響も懸念される。 また、支障事例に記載されている「受験願書提出後に氏名、住所又は連絡先が変更になった場合は、受験願書を提出した都道府県ではなく、直接、国に変更届をFAXしなくてはならず、受験願書に係る統一的な窓口が明確でないために受験者が混乱している」との点については、試験に関する統一的な問い合わせ先として、試験案内やホームページにおいて国土交通省の担当部署を明記しており、今後とも周知に努めていく予定である。
33	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	社会資本整備総合交付金の重点配分に係る要件の緩和又は経過措置の継続	社会資本整備総合交付金の重点配分に係る要件の緩和又は経過措置の継続	【支障事例】 重点配分を受けるに当たり、重点配分事業のみで構成した整備計画を別に作成する必要があり、整備計画が複雑になり、管理が煩雑になる。また、社会資本整備総合交付金等の平成28年度要望等の提出について(平成28年1月15日関東地方整備局企画部広域計画課長事務連絡)により、平成28年度に限り重点配分対象事業以外の事業も含めた構成の整備計画であっても重点配分を受けることができるという経過措置があるが、計画によってはH29年度以降重点配分を受けるためには計画を分ける必要がある。既存の整備計画は、記載した要素事業により整備目標を達成する計画であるため、計画の一部を切り離すと目標達成ができなくなる。さらに、局によっては経過措置が無い計画もあり、以上の支障事例が従前から生じている。 【懸念の解消策】 国が施策として重要と考える事業に対して重点的に国費を配分し有効に執行するという考えは理解しているが、整備計画については、1つの計画の中で重点配分対象事業が否かを判断できるような様式を整備し、配分(内定通知)時に整備計画毎の配分額と重点配分額が確認できるようにしてはどうか。	重点配分対象以外の事業も含めた整備計画にすることにより、計画の管理が容易となり、交付申請等の手続きもスムーズに行うことができる。また、計画を細分化することにより目標達成が困難になる可能性があるが、提案が実現することによりそのような事態を避けることができる。	社会資本整備総合交付金交付要綱第8 社会資本整備総合交付金に係る計画等について(平成22年3月26日国管会第4200号事務次官通知) 社会資本整備総合交付金等の平成28年度要望等の提出について(平成28年1月15日関東地方整備局企画部広域計画課長事務連絡)	国土交通省	相模原市	○社会資本整備総合交付金は、国が地方公共団体において作成された整備計画全体に対して交付し、地方公共団体が計画に位置づけられた各事業に自由に充当できる制度として創設されたものである。 ○また、本交付金は、地方財政法(昭和23年法律第109号)第16条に規定する国庫補助金に該当し、地方公共団体が策定する社会資本整備計画に対して、防災・減災、老朽化対策など国として進めるべき優先課題への対応を促進するため、毎年度、地方公共団体からの要望等を踏まえ、予算の範囲内で交付金を配分しているものである。 ○こうした制度趣旨等を踏まえ、地方公共団体における優先度の高い事業に対して十分な交付金を配分できるよう、平成28年度より、重点配分対象事業を明確化し、当該事業で構成される整備計画に対して、重点的に交付金の配分を行う取組をはじめたところ。 ○この取組は、優先度の高い事業に十分な交付金が配分できていないという状況を踏まえ、当該事業が確実に進捗し、効果が発現するための工夫として取り組んでいることをご理解願いたい。仮に、ご指摘のように、同じ計画内に重点配分対象事業とその他の事業が混在する場合、交付金の制度上、重点配分対象以外の事業に流用することが可能となるため、上記の目的が達成されない可能性がある。	
44	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	社会資本整備総合交付金の手続簡素化	社会資本整備総合交付金の交付申請書の提出時には、例えば道路ではそれぞれ路線ごとに経費の詳細内訳を記載することとされている。しかし、詳細内訳は必ずしも精算報告されるので、申請時には国からの内示額をそのまま申請書へ記載して提出する地方を信用して任せようか。	【制度概要】 社会資本整備総合交付金は地方自治体にとって自由度の高い交付金として平成22年に創設された。 例えば道路の場合、既存の補助金は個別路線ごとに交付申請を行うが、申請後に事業費の路線間流用を行うには、国への流用手続が必要である。(手続なしで同一路線内で経費の流用が可能となる金額は流用先経費の3割まで) しかし、新設された社会資本整備総合交付金は、道路、河川または複数事業のパッケージなどの分野(=計画)ごとに交付される。そして、各計画内での事業費の流用は、一定条件(路線の新設・廃止がないこと等)の下、国への手続が不要とされている。 現行制度では、交付申請書の提出時に、例えば県道が10路線であれば10路線それぞれについて、測量費、用地費、工事費などの経費の配分を記載することとされている。しかし、用地交渉の難航等によって年度中の路線間流用が通例であるため、年度末の完了実績報告において要素事業ごとに確定した経費配分を記載した調書を再度提出して精算を行っている。 【支障事例】 平成27年度では、内示は4月9日、交付申請は5月15日、交付決定は5月29日であった。 内示後の交付申請に当たり、改めてどの事業に交付金を配分するか、全所管県土整備事務所との調整を含む多大な事務作業を行うため、事業者手は6月以降となる。したがって、現在の制度では年度当初から2か月間交付金の予算執行はできないこととなる。	受注業者にとって、4~6月(第一四半期)は発注が少なすぎる時期であるが、手続が簡素化されれば早期発注が可能となり、県内企業が早く済む。 また、早期に事業者手が可能となることで、未契約線路の削減にも繋がる。(未契約線路の額に応じて翌年度の交付金が増減される傾向あり)	国土交通省	埼玉県	○ご提案のあった交付申請時に、経費の詳細内訳の提出を求めていることについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年8月27日法律第179号)(以下「補助金適正化法」という。))第5条において、「補助金等の交付の申請をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他必要な事項を記載した申請書を各省各庁の長に提出することとなり、申請書には、同法施行令第3条第1項に基づき、「補助事業等の経費の配分、経費の使用方等」を記載することとされている。 ○ご指摘の「詳細内訳」は、交付申請書の添付書類である交付金調書を指しているものと理解するが、これは上述の「補助事業等の経費の配分、経費の使用方等」を明らかにする項目として、提出を求めているものである。 ○従って、補助金適正化法上の規定により、ご提案のように書類を簡素化することは困難である。		
48	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	一定条件を満たした小規模な寄宿舎の階段基準を住宅(共同住宅)の共用の階段を除く。)と同じ基準に見直し	建築基準法上は寄宿舎として取り扱われる。グループホームやシェアハウスなどの階段基準を一定の条件を満たした場合など、住宅(共同住宅の共用の階段を除く。)と同じ基準に見直し	【制度概要】 戸建グループホームやシェアハウスは、建築基準法上は寄宿舎として取り扱われる。このため、既存の戸建ての住宅をグループホームやシェアハウスなどへ活用する場合、建築基準法では住宅(共同住宅の共用の階段を除く。)よりも厳しい寄宿舎の基準を満たさなければならないため、改修工事が必要な建物もまだ存在する。 【支障事例】 本県でも、既存戸建ての住宅をグループホーム等に用途変更する際には、階段を改修して寄宿舎の基準を適合させなければならないという相談が寄せられるが、寄宿舎の基準に適合させる必要がある。 また、建築基準法施行令第23条ただし書きに基づき、「(付)23cm以下、踏面15cm以上」としている「戸建ての住宅」は本県でも一定数あることから、相談に至らず断念した事例も少なくないと思われる。 【懸念の解消策】 寄宿舎に該当するグループホームやシェアハウスを一律認めるのは難しい場合、例えば老人向けグループホームは安全面に配慮するため現行のとおりとするとしても、小規模な若者向けシェアハウスは基準の緩和ができるのではないかと。	人口減少などにより住宅の需要が減少し、一戸建ての住宅を含み空き家が増加傾向にある。 空き家の解消の一つの手段として、一戸建ての住宅を他の用途に転用することが促進されることにより、有効活用・減少につながる。 例えば、既存の戸建ての住宅をシェアハウスに改修することで、空き家である住宅の活用が促進される。 さらに、家賃の安い若者向け住居を確保することで、若者を集め、地域の活性化につなげたい。	建築基準法施行令第23条	国土交通省	埼玉県	「ニッポン一億総活躍プラン」(平成28年6月2日閣議決定)P19において、「(住宅市場の活性化のみならず、老後不安の解消による消費の底上げを図るため、住宅が資産として評価される既存住宅流通・リフォーム市場を形成・活性化させる。」とされている。 建築基準法の規制は、国民の生命を守るための最低限度の基準を定めたものであるため、規制の緩和についても、技術的な検討を行い、代替措置の安全性を十分に確かめる必要がある。要望の寄宿舎の階段基準の緩和については、安全性に関する技術的検証を進めようとしているところである。 具体的には、以下の調査実験を検討している。 ①既存の住宅の階段寸法の実態がどの程度であるのか、住宅の規模はどの程度か、調査を実施。 ②現状片側すりすりを設置する必要があるところを両側すりすりと、さらにすりすり止め等の安全措置を講じることで、階段基準を緩和できるかどうか、実験や現場調査を実施。 以上の技術的検証をもとに、一定の要件(規模や追加の安全措置等)を満たした階段においては寸法の基準を緩和できるよう告示の改正を検討している。	

管理番号	提案区分		提案事項 (事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果 (提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	関係する法律等	団体名	その他 (特記事項)	回答欄(各府省)
	区分	分野									
60	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	防災拠点・避難所に非常用の合併処理浄化槽を設置する場合における建築基準法の規制緩和	防災拠点・避難所については、下水道処理区域であっても合併処理浄化槽を整備できるようにする	災害時における防災拠点・避難所でのトイレの確保は、被災地の生活環境の保全と公衆衛生の確保を図る上で重要な課題である。 新潟中越地震(2004年)や東日本大震災(2011年)といった過去の災害においても、下水処理場や管渠に被害を受け、被災地におけるトイレの確保に苦慮したとの報告がある。本県においても、高山湖沿岸部を中心に、液状化しやすいとされており、こうした地域の広い範囲で下水道整備区域となっていることから、災害時の防災拠点・避難所において、下水道が使用できずトイレの確保が困難となることが懸念されている。 そのため、現在、下水道整備区域では、こうした施設は基本的に下水道に接続されているが、万が一、下水管が破損した場合や終末処理施設に障害が発生した場合などに備え、長い下水管が不要で短時間で復旧できる合併処理浄化槽(またはバックアップのために併設)することも手段の一つとして研究していく必要がある。 しかしながら、建築基準法第1条では下水道処理区域内において設置できるのは、公共下水道に連結された水洗トイレに限定されており、他の方法を用いることができない。	防災拠点・避難所については、下水道処理区域であっても合併処理浄化槽を整備できるように規制緩和することで、施設の管理者が地域の状況に応じた強いトイレを整備できるようにする。	建築基準法31条	国土交通省	富山県		国土交通省としても災害時における便所の確保は重要であると認識しており、マンホールトイレの設置を推進する等、災害時における便所の確保に向けた財政的・技術的支援を積極的に推進している。 下水道施設には、地震によって下水の排除及び処理に障害をきたさないよう下水道法施行令第5条の8第5号において耐震基準が設けられており、平成28年熊本地震においても、排水管の破断や閉塞により流下機能が失われた箇所が10箇所あったものの、仮配管等による急応対で速やかに流下機能を確保したため、下水道施設の被災が原因で便所が使用できないという事例は発生していない。 元来下水道は自然流下を基本としているため、災害等による停電時においても流下機能は確保されるという構造上の利点を有しており、市街地における公衆衛生の確保ができる。 なお、災害時においては、建築基準法第85条の規定により同法第31条が適用除外となり、既存の小学校を防災拠点・避難所として活用する場合であっても、同法第85条が適用されないわけではなく、災害時に公共下水道に接続した合併処理浄化槽を使用することは可能である。 これを踏まえたとともに、災害時における便所の機能確保を目的として合併処理浄化槽の設置の必要性がある場合は、別途相談に応じる。
61	A 権限移譲	産業振興	事業協同組合等の設立認可等に関する事務の都道府県への権限移譲	中小企業等協同組合法に基づく2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等の設立の認可、定款変更の認可、報告の徴収、検査等、法令等の違反に対する処分等の事務について、各地方運輸局及び地方整備局から都道府県へ権限の移譲	地方運輸局及び地方整備局の所管事務に係る外国人技能実習生共同受入事業を主目的とした組合設立等が今後、想定されている。当該事業は、2以上の都道府県の区域にわたる事業の実施が多いことから、その認可等の事務は現在、地方運輸局及び地方整備局が行っており、事務手続きに多くの日数を要している。 一方、中小企業等協同組合法等に基づく厚生労働省の所管事務(地方厚生局所管業務)に関しては、2以上の都道府県の区域にわたる組合でも、主たる事務所がある都道府県で設立認可・定款変更の認可等を行えることになった。また、農林水産省の所管事務についても、今後、都道府県に移譲が行われる予定である。 こうした状況を鑑み、同法等に基づく地方運輸局及び地方整備局所管の2以上の都道府県の区域にわたる組合に係る事務についても、都道府県へ権限移譲がされることにより、今後権限移譲予定の農林水産省所管の組合等に係る事務・権限と併せて、統一かつ迅速な対応を行うことができ、県民サービスの向上に繋がるものと考えられる。	2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合等であっても、都道府県で事務手続きを行えることから、事務手続きの負担軽減・手続きに要する日数の短縮を図ることができる。 また、組合に対する統一かつ迅速な対応を行うことで、県民サービスを向上する効果が期待される。	中小企業等協同組合法施行令第32条 中小企業団体の組織に関する法律施行令第11条	国土交通省	富山県		これまで2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合に係る事務については、一元的な事務を行う観点から国土交通省の地方運輸局・整備局である地方運輸局・整備局にて行っていたところ、本提案事項の通り2以上の都道府県の区域にわたる事業協同組合に係る事務について都道府県へ権限を委譲した場合は、許認可や処分等の事務に関して各都道府県においても事務負担等の支障が起これらめよう留意すべく、制度設計に当たっては関係機関の十分な調整が必要である。
65	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	道路運送法上の申請事案に係る手続の簡素化	コミュニティバス運行に関する道路運送法上の申請に対して、市町村が委託する事業者等に限り手続の簡素化を求める。	当市では、平成27年10月から本市付知地区についてNPO法人に委託し、コミュニティバスの運行をしている。 事業の許可にあたっては、標準処理期間内で認可されたが、当市や事業者等で構成する地域公共交通会議等で協議の整えられた事項のほか、運行の適正については、地域公共交通会議の判断で担保が可能である。そこで、市町村が委託する事業者等に限り認可申請に当たり、地域公共交通会議等市町村において、判断が十分である事項の審査手続を省略するなど、より処理期間の短縮を図られた。	公共交通会議での協議資料と、陸運支局への許可申請資料は、その多くが重複しており、また、公共交通会議へは陸運支局からも出席がある。 公共交通会議において協議が整った事項に対する資料が省略されるなどの手続の簡素化により、処理期間が短縮され、前倒しの運行開始が可能となるなど住民要望への対応のスピードアップが見込まれる。	道路運送法施行規則9条第2項	国土交通省	中津川市		コミュニティバスの運送事業の申請に対する標準処理期間については、通常は3ヶ月としている。これは、事業許可に当たって、事業計画が輸送の安全を確保するための適切なものであること、事業の遂行上適切な計画を有するものであること、事業を自らの確に遂行するに足る能力を有するものであることを審査する必要があり、これらの確認等に要する期間を踏まえて設定していることによるものである。 一方で、地域公共交通会議で協議が調った事案については、審査内容の一部を同会議において確認できることから、標準処理期間を概ね2ヶ月と設定する等、既に迅速な処理に努めているところである。 なお、運輸支局等に提出する許可申請書類に重複がある部分に関しては省略が可能となるよう検討してまいりたい。
71	B 地方に対する規制緩和	産業振興	工業用水道事業における雑用水の供給に関する規制緩和	工業用水道事業において雑用水を供給する際の、河川法に基づく流水占有許可申請に係る雑用水の供給量について、柔軟な運用とする措置を求める	工業用水道事業者による雑用水の供給については、平成26年の経済産業省通知により、地域振興への貢献、投資効率の向上等の趣旨に遡り供給対象に限り給水能力の10%以下の供給については、国への届出が不要とされている。 一方で、工業用水道の取水にかかる水利権許可において、昭和58年の通産省と建設省の覚書により、雑用水は工業用水とは明確に区分して水量を申請することとされており、この許可水量が雑用水供給の実質的な上限となっている(「特に試験的な措置として供給が行われる場合」として、日量600m <sup>3</sup> 未満の雑用水の供給等は工業用水と区分して申請する必要がないとされている。) 近年、工業用水の需要が漸減している中で、工業用水事業の健全な維持管理を図る上で、工業用途以外の都市活動、経済活動への雑用水の供給を可能とすることが有効であるにもかかわらず、給水能力の10%を下回る雑用水の供給を行うとすることができず、水利権の許可水量の制限により、雑用水利用の新規の申込に即応することができず、地域産業全体の発展のために工業用水道施設を有効に活用できていない。(水利権の変更手続きには平均1年以上を要する場合が大半である。)	水利権の更新を行うまでの間、給水能力の10%以下の雑用水を柔軟に供給可能とすることができるよう運用の改善がされることにより、製造業以外の事業所への水需要にも即応できるようになり、地域産業全体の発展のために工業用水道施設を有効に活用できる。	①工業用水の一部を工業用以外の用途の水利に転用する場合の水利処分取扱いについて(昭和59年2月16日付建設省河川局水政課長補佐事務連絡) ②通商産業省立地公署局工業水課長補佐・建設省河川局水政課長補佐(昭和58年2月16日付付) ③河川法施行規則第11条第2項	経済産業省、国土交通省	静岡県		【国土交通省回答】 -河川法第23条に基づく「流水の占用は、「ある特定目的のために、その目的を達成するのに必要な限度において、公共用物たる河川の流水を排他的・継続的に使用すること」(下記①)とされている。 -河川の流水は公共の資産であり、水利使用を許可できる流水の量には限度があることから、河川の流水の有効かつ適正な利用の確保と、利水者間の水利秩序の維持のため、その占用に当たっては、水利目的に応じて必要な量を限度に河川管理者の許可を受けなければならない。 -よって、工業用水の需要が漸減しており、これを雑用水として転用したいのであれば、工業用水事業者が減量の申請を行い、かつ、雑用水を必要とする者による新たな水利使用を申請する必要がある。 以上から、ある特定目的の達成に当たって不要となった流水を他の目的に転用する場合に、新たな水利使用の申請をすることなく引き続き占有することを認めることは、望ましい水利秩序を乱すおそれがあるため、本提案については応じられない。 -本件については、平成26年度において、熊本県から「工業用水の用途拡大に関する規制緩和」(424番)として同内容の提案がされており、上記と同趣旨の回答を行ったところである。 -なお、水利使用の許可を受けた工業用水の一部を雑用水に転用しようとする事例が見受けられたことから、国土交通省(当時建設省)と経済産業省(当時通商産業省)との調整の結果、下記②・③により、雑用水としての供給が、工業用水の需要が発生するまでの間の暫定的な措置として、工業用水の減量等の申請と雑用水に係る水利使用の申請を一括して行うことにより可能としている。この際、③の覚書により、特に試験的な措置として、雑用水としての供給量が、日量600立方メートル未満の場合又は日量1,200立方メートル未満であった雑用水の供給先が複数でない場合については、この申請も不要としているところである。 【経済産業省回答】 -平成26年経済産業省通達 趣旨は、書類提出等の手続きが必要な場合を明確化し、当省として雑用水供給の実態を把握することである。 -通達の中で供給能力の10%の範囲内で雑用水を提供する場合については工業用水事業者からの書類提出等の手続きを不要としたが、通達の際の事務連絡で、水源が河川の場合は、河川法上の取扱いには下記②に基づくことに変更がないことを確認している。 <根拠文書等> ①東京三田用水債行水利権等確認請求事件判決(東京地裁S36、最高裁S44)、長野県高瀬川等水利許可処分等取消請求事件判決(最高裁S37) ②昭和58年2月16日付「工業用水の一部を工業用以外の用途に転用する場合の水利処分の取扱いについて」建設省河川局水政課長補佐事務連絡 ③昭和58年2月16日付通商産業省立地公署局工業水課長補佐・建設省河川局水政課長補佐覚書

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	関係する法律・条例等	団体名	その他(特記事項)	回答欄(各府省)
	区分	分野									
80	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	都市公園における設置可能な施設に関する規制緩和	都市公園法第2条第2項に定める都市公園に設けられる施設に児童福祉法に定める児童館の追加を求める	【制度改正の経緯】 地方都市では、人口の減少、少子高齢化の進行への対策が課題となっており、創路市においても平成27年2月には少子化問題に対応すべく、「創路市子ども子育て支援事業計画」を策定し、同年9月には「創路市公共施設等総合管理計画」を策定し、今後予想される人口減少に対応した持続可能なまちづくりに取り組んでいる。 【具体的支障事例】 2つの地区会館と児童センターを統合した複合施設の建設を予定している地区には、建設に遅れた市有地がなく、街区公園内に建設候補地となっている。しかし、公園内に設置が認められる施設には地区会館の主な用途である集会所の規定はあるが、児童福祉法に定められている児童館や複合施設については定められてはいない。	【制度改正の必要性と効果】 地域のコミュニティ活動拠点と、子どもたちが放課後に安全に過ごすことのできる複合施設が公園内への設置は、幼児から高齢者まで幅広い世代が交流する地域コミュニティの中心を担う施設という都市公園の新たな活用のモデルとなり、子どもと子育て世代が暮らしやすい生活環境の充実や、高齢化、加入率の低下が課題となっている町内会活動にも新たな活動促進の手助けとなる。 また、施設の集約化・複合化により、今後70年間の総額で、ライフサイクルコスト試算では約3億7千万円、管理運営費用では約5,600万円の縮減が可能と見込まれる。 なお、市民一人当たりの公園面積は今年度新規2公園19,400㎡の整備により、23.79㎡と充分に確保される見込みである。	都市公園法第2条第2項 都市公園法施行令第5条	国土交通省	創路市	地方創生・成長戦略 インフラ長寿寿命化基本計画 子ども・子育て支援新制度	児童館については、都市公園法施行令第5条第5項第1号の「体験学習施設」や同条第8項の「集会所」として設置することが可能であり、実際に、複数の都市公園内に設置されている。また、複合施設についても、当該施設を構成する各施設が公園施設に該当するものであれば設置可能である。
278	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	都市公園内への町会自治会等地縁団体の会館設置に対する規制緩和	都市公園法施行令第5条第8項の「法第2条第2項第9号の政令で定める施設」の中に、地縁団体の会館施設を加えるよう、同施行令の改正を求める。	【提案の背景】 地域のコミュニティの醸成、防災機能、文化継承機能等地縁団体の果たす役割は大きい。しかしながら、地縁団体の活動拠点となる会館施設を設けるための用地の確保が困難となっている。会館を所有していない地縁団体は、会費や打ち合わせができる場所(会館)がないことから、子どもと高齢者とのふれあいイベント、災害対応などの市民への意識啓発、近隣住民への文化の伝承等、地縁団体活動の活性化に支障をきたしている。 【支障事例】 本市内の地縁団体である町会自治会の中には、地域内や近隣に用地を確保できず会館を持っていない団体も数多くあり(572団体のうち130団体が所有していない)、近隣の都市公園内を会館用地として活用してほしいとの要望も受けている。八王子市内の都市公園面積は十分に確保されており(平成27年4月1日現在、八王子市の1人当たりの都市公園面積は11.74㎡)、また、会館を設置するとしても必要最小限の規模が想定され、都市公園法の第4条に定める「公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計が当該都市公園の敷地面積に対する割合は100分の2以内」の規定の範囲内にとどまると見込まれる。都市公園の重要な目的であるオープンスペースの確保が十分達成されているにも関わらず、都市公園法施行令第5条第8項の規定の中に「地縁団体の会館」との記載がないことから公園内に建設することができない。	地域コミュニティの核である、地縁団体の加入率は、平成16年度67.7%であったものが、平成27年度には60.1%まで下がり、年々活動が縮小してきている。公園内への設置が可能となることにより、地縁団体の活動拠点を確保が容易になり、地域コミュニティの醸成につながる。ことに加え、災害時の避難所の確保など、都市が抱える課題である防災機能の強化にも資するものである。	都市公園法第2条 都市公園法施行令第5条	国土交通省	八王子市	地縁団体の会館施設については、都市公園法施行令第5条第8項に規定する「集会所」として設置することが可能であり、実際に、複数の都市公園内に設置されている。 なお、特定の団体以外全く利用できない施設など、都市公園が一般公衆の自由な利用に供することを目的とする公共施設であることに鑑み、公園施設として設置することが不適当である場合も考えられるため、いつかの地方公共団体においては、地縁団体の会館施設の設置に関する許可基準や取扱要綱を定め、当該施設が都市公園の効用に資する施設として適切であるかについての明確な基準を示した上で、設置の可否を判断しており、参考とされたい。	
83	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	空家等に対する応急安全措置	防災・安全上、緊急を要するもの、二次被害の拡大等を防止するためにも、助言・指導、勧告、命令の所定の手続きを経ることなく、迅速に必要な最小限の応急安全措置をできるよにすること。	台風等の強風の影響により、空家の屋根瓦が周辺に今にも飛散しそうな状態となっている場合、再度強風等を受けたときには通行人や地域住民等に被害をもたらす恐れがあるため緊急的な対応が求められるもの、空家法にて措置を行う場合は、助言又は指導、勧告、命令の所定の手続きを順に経る必要があり、これらの手続きに一定の時間を要するから被害を拡大させるおそれがある。 また、例えば建築基準法第10条第3項に規定する著しく保安上危険な状態にあるとして緊急的な是正命令を行おうとするとき、過失がなくその措置を命ぜられるべき者を確認することができず、かつ、その違反を放置することが著しく公益に反すると認められるときは、特定行政庁はその者の負担においてその措置を自ら行うことが可能であるが、管理不十分な空家等については適切な連絡登記がなされていないなど法定相続人が多数に渡る場合もある。建築基準法では空家法に規定される固定資産税の課税台帳の情報利用や、電気、ガス等の供給事業者に対する情報利用が明記されていないので、所有者等を確認できないことを確認するために、更なる時間を要することが考えられる。 以上から、より迅速に所有者等の確認(又は確認できないことの確認)を行うことができる空家法において、防災・安全上、緊急を要する特定空家等については助言又は指導、勧告をすることなく、命令を行えるよう改正を求めるもの。	緊急時に迅速な対応が可能となるため、二次被害の発生抑制につながり、安全が確保される。	空家等対策の推進に関する特別措置法	総務省、国土交通省	茨城県、松山市、八王子市、宇和島市、八幡浜市、新居浜市、西条市、大洲市、伊予市、四国中央市、西予市、東温市、上島町、久万高原町、松前町、砥部町、伊方町、伊予町、松野町、豊北町、愛南町	空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)に定める「特定空家等」として、空家法の規定を適用する場合は、空家法第14条に基づき(助言又は指導、勧告、命令)の手続きを順を経て行う必要がある。緊急事態において応急措置を講ずる必要がある場合であっても、空家法により対応しようとするのであれば同様である。これは、「特定空家等」の定義が「そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となるおそれのあると認められる空家等」とされるなど、将来の蓋然性を考慮した判断内容を含み、かつ、その判断に裁量される余地がある一方で、その措置については財産権の制約を伴う行為が含まれることから、当該「特定空家等」の所有者等に対し、助言・指導といった働きかけによる行政指導の段階を経て、不利益処分である命令へと移行することにより、慎重な手続を踏む旨である。 なお、台風・大雨等の緊急事態において空家等に一時的な応急措置を施すことができることを定めている条例については、空家法に抵触しない限度で有効であることから、御指摘の緊急を要する場合の措置を条例で定めることは可能である。	
93	B 地方に対する規制緩和	産業振興	砂利採取計画の変更届出に係る規定の省令への追加	砂利採取計画の軽微な変更については届出で足りるよう、届出に係る規定の省令への追加を求める。	砂利採取法において、採取計画の軽微な変更については省令の定めるところにより、変更認可によらず、届出で足りることとされているが、届出に係る規定が省令に定められていないことから、採取計画の変更については変更認可により対応している。一方で、採石法にも同様の規定があるが、採石法施行規則には軽微な変更についての規定が置かれていないため、届出で足りることになっている。 本県において、「軽微な変更」に該当しうると考えている事例としては、砂利採取後の埋戻し土砂の変更があり、例年10件程度の実績がある。 当該事務については、行政としては概ね処理日数2日×10件で年間20件程度の負担がかかっており、事業者としても認可書類の作成に事務負担がかかっている状況である。	変更届出に係る規定が省令に追加されることにより、軽微な変更については、認可をすることなく、届出で足りることとなり、行政及び事業者の事務負担の大幅な軽減が図れるとともに、処理期間の短縮化が見込まれる。	砂利採取法第20条第1項但し書き及び第2項	経済産業省、国土交通省	栃木県		ご提案の内容を踏まえ、今後具体的にどういった変更が「軽微な変更」としても問題のないものに該当するののかについて、砂利採取法の目的にも照らしつつ、検討してまいりたい。
141	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	県等が所管する砂利採取法に基づく権限のうち、砂利採取計画の認可事務等について、市町村が関与する機会を拡大するよう求めるもの。	同法第37条第1項に基づく市町村長の要請について、現行では砂利の採取に伴う災害が発生するおそれがあると認めるときのみ、「都道府県知事、指定都市の長又は河川管理者に対し、必要な措置を講ずるべきことを要請することができる」が、地下水の汚染や油濁の喪失、地下水脈の破壊、地盤の軟弱化、土地の資産価値低下といった、いわゆる災害とは別の悪影響が予想される場合においても、市町村長の要請を認める文言に改めるなど、地域の実情を勘案・反映させるもの。	当市は、立山連峰から富山湾に注ぐ早川川の豊富な清流や層状地に出る湧水、地下水等の恵まれた水資源が、水道水源や工業・農業用水として市民生活や産業を支え、特別天然記念物ホトケルギカ群遊海面など地域固有の景観や大地の形成に寄与している。 ところが近年、貴重な地下水資源を涵養する田畑で、業者による大規模な砂利採取が相次ぎ、良好な水資源保全への障害や、宅地化、企業誘致等の土地利用の幅が狭まるなど悪影響が生じている。採取認可を受けた場所でも、地下水が溢れだす被害も出ている。埋戻し作業の不徹底による地盤の軟弱化や、汚染した土壌を使った埋戻しによる地下水汚染や健康被害等の懸念も併発。(県内231箇所143箇所を対象にした県のボーリング調査によると、約半分で深層や異物混入等の不適切処理があり、このうち、滑川市内32カ所での不適切処理の割合は8割以上だった。) 砂利採取法(第36条第4項)では、採取業者から砂利採取計画の認可(変更含む)の申請があった時及び採取業者に認可または不認可の処分をした時には、都道府県知事から関係市町村にその旨を通報する義務があるが、市町村は通報を受けても、県に対する必要な措置の要請が可能なのは、同法第37条第1項に基づく「災害が発生するおそれがあると認めるとき」のみであり、その他の理由では、市町村が関与して地域の実情を勘案・反映する余地がない。	地域に最も近い地方公共団体である市町村が、地域の実情にあわせて適正な砂利採取が行われるよう、砂利採取計画を把握し、市民生活、産業を支える水資源等(一旦損なわれると原状復帰が大変困難であったり、不可能であったりする)の保全につなげる。	砂利採取法第37条第1項	経済産業省、国土交通省	滑川市	「砂利採取法は、砂利の採取に伴う災害を防止することを目的としているが、同法における「災害」とは、他人に危害を及ぼし、公共の用に供する施設を損傷し、又は他の産業の利益を損し、公共の福祉に反すると認められるものを広く指すものである。同法第37条第1項も、以上の目的のもとで、市町村長は、災害が発生するおそれがあると認めるときは、都道府県知事等の砂利採取の認可権者に対して必要な措置を講ずるべきことを要請することができることと定められている。 本提案中、支障事例として挙げられている水質の汚濁、汚染土壌による埋戻し等の悪影響についても、一般的に、砂利採取法第37条第1項の規定にいう災害に該当し得るものであると解釈され、現行法にて対応可能と考える。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	関係機関等	団体名	その他(特記事項)	回答欄(各府省)
	区分	分野									
113	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	都市計画の軽易の見直しの大	都市計画の軽易な変更について、都市計画法施行規則第13条の2に、一般廃棄物処理施設の廃止等の新規事項を追加	都市計画法第21条の軽易な変更は、その内容が限定的である。平成26年度の地方分権改革に係る提案に基づき、平成28年度中に道路、都市高速鉄道、公園・緑地について、都道府県の都市計画変更に係る軽易な変更の範囲と同様の範囲を市町村の都市計画変更にも適用することとする。制度改正が行われる予定であるが、都道府県も含めた軽易な変更の対象となる範囲の見直しは行われていない。市民生活に直接影響を及ぼさない施設の廃止などについても軽易な変更の対象として加えていただきたい。	都市計画法第19条3項 都市計画法施行令第14条3号 都市計画法施行規則第13条の2	国土交通省	浜松市	都市計画法施行規則第13条の2に規定する市町村の都市計画の軽易な変更は、都市計画の一の市町村の区域を越える広域の見地からの調整を図る観点又は都道府県が定め、若しくは定めようとする都市計画との適合を図る観点からみて都道府県知事と協議をする必要性が乏しいものについて、都道府県知事との協議を不要としているものである。 ・ 都市施設の廃止・用途変更について、都道府県との協議を必要としているのは、 ・ 都市施設の廃止・用途変更により他の都市計画に影響を及ぼすことで、都道府県が都市計画の変更を行う場合が想定されるところ ・ 都道府県が広域的観点からの協議をすることで周辺市町村の意見を踏まえる必要があること ・ 都道府県が定める廃棄物処理計画との調整を図る必要があること 等の事情によるものである。 なお、都市計画法施行規則第13条の2に規定する市町村の軽易な変更は、都道府県知事との協議を行うことを要しないこととしているが、都市計画審議会の議を経ること等の都市計画の手続きを行う必要があることにより変りはない。	
256	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	都市計画の軽易の見直しの大	都市計画の軽易な変更について、都市計画法施行規則第13条の2に、一般廃棄物処理施設の廃止等の新規事項を追加	都市計画法第21条の軽易な変更は、その内容が限定的である。平成26年度の地方分権改革に係る提案に基づき、平成28年度中に道路、都市高速鉄道、公園・緑地について、都道府県の都市計画変更に係る軽易な変更の範囲と同様の範囲を市町村の都市計画変更にも適用することとする。制度改正が行われる予定であるが、都道府県も含めた軽易な変更の対象となる範囲の見直しは行われていない。市民生活に直接影響を及ぼさない施設の廃止などについても軽易な変更の対象として加えていただきたい。	都市計画法第19条3項 都市計画法施行令第14条3号 都市計画法施行規則第13条の2	国土交通省	指定都市市長会	都市計画法施行規則第13条の2に規定する市町村の都市計画の軽易な変更は、都市計画の一の市町村の区域を越える広域の見地からの調整を図る観点又は都道府県が定め、若しくは定めようとする都市計画との適合を図る観点からみて都道府県知事と協議をする必要性が乏しいものについて、都道府県知事との協議を必要としているものである。 ・ 都市施設の廃止・用途変更について、都道府県との協議を必要としているのは、 ・ 都市施設の廃止・用途変更により他の都市計画に影響を及ぼすことで、都道府県が都市計画の変更を行う場合が想定されるところ ・ 都道府県が広域的観点からの協議をすることで周辺市町村の意見を踏まえる必要があること ・ 都道府県が定める廃棄物処理計画との調整を図る必要があること 等の事情によるものである。 なお、都市計画法施行規則第13条の2に規定する市町村の軽易な変更は、都道府県知事との協議を行うことを要しないこととしているが、都市計画審議会の議を経ること等の都市計画の手続きを行う必要があることにより変りはない。	
119	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	所有者を確知している放置自動車の早急な除却	都市公園法第27条第3項の規定により、所有者を確知していない放置自動車については、公園管理者が除却することができる。しかし、所有者を確知している放置自動車については、行政代執行に基づき手続を経なければ除却することができない。そこで、私人の権利保護を十分考慮した一定の手続のもと、現行の行政代執行の手続によらず、かつ、早急に除却することができるよう求めるものである。	放置自動車の所有者を確知している場合、行政代執行を行う前提として、①行政指導等(所有者に対し放置自動車を除却するよう説得・指導)、②命令を行う前の所有者への弁明の機会の付与、③命令を行わなければならない。それにもかかわらず所有者が放置自動車の除却に応じないといった命が多い。その後、④行政代執行を行うこととなるが、極めて長い期間を要する。また、行政代執行法第2条に規定される「著しく公益に反する」の解釈においては極めて限定的に解釈すべきとの意見もあり、行政代執行が事実上不可能な状況である。現在、根拠強く所有者を訪問し、除却・売却等の依頼を行っているが全く応じる気配はなく、放置自動車のガラス割れ、故障した部品が散在する等、公園利用者が怪我をすることがある。また、公園やまちの美観を損ねることから、市民からの苦情も多い。	都市公園法第27条第3項	国土交通省	岐阜市	公園管理者は、都市公園法(以下「法」という。)の規定に違反している者に対しては、法第27条第1項の規定に基づき工作物等の除却を命ずることができ、また、この命令に違反した者に対しては、行政代執行法の定めるところにより代執行を行うことができる。 一方、相手方通知することができない場合に限っては、同条第1項の命令も、行政代執行法に基づく代執行も、実効を発生することができないところ。法第27条第3項は、その場合であっても公園管理上の障害を除去することができるよう、公園管理者に特別の代執行権を付与している。 以上のとおり、都市公園法に係る代執行については、行政代執行法に基づき行われることが原則とされており、法の規定に基づく代執行は、相手方を通知することができないという例外的な場合にのみ行われるものとなっている。 これは、私人の権利保護と一般公益の保護のバランスを図るため、広く一般の行政上の義務の履行に関して定めた行政代執行法に基づく代執行を原則としているものであり、ご提案の内容を措置することは困難である。 なお、都市公園法以外の公物管理法(道路法、河川法等)においても、行政代執行法に基づく代執行が原則とされているところである。	
123	B	地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	果が設置する都市計画審議会の委員の構成等の基準の見直し	都市計画法に基づき果が設置する都市計画審議会について、政令による委員の数、委員に就任できる役職等の基準の定めを撤廃し、地方の実情にあった審議会運営ができるようにすること	宮城県議会は、県の附属機関等に対する監視・調査機能を確保するため、議員がこれら委員へ就任しないこととしているが、この方針に抵触している。 本県では、審議会等女性委員の比率を40%以上とする方針としているが、都市計画審議会については特に、政令で定める「都道府県の議会の議員」及び「市町村の議会の議長を代表する者」の女性割合が低く、結果として、女性委員の比率が低い状態となっている。	【改正理由】 国土の均衡ある発展と公共の福祉に寄与するという目的のため、制度の運用についての一定の基準の必要性を否定するものではないが、都市計画は各自自治体の責任において運用されるものである。 【制度改正による効果】 地域の実情に合った審議会運営が可能となることにも、委員への女性登用率の向上が期待される。 特に、審議会における男女の均等な登用については、女性の社会進出を促進するものであり、一億総活躍社会の実現に資するものである。	都市計画法(昭和43年法律第100号)第77条 都道府県都市計画審議会及び市町村都市計画審議会の組織及び運営の基準を定める政令(昭和44年政令第11号)第2条	国土交通省	宮城県、広島県	都市計画は都市の将来の姿を決定するものであり、かつ、土地に関する権利に相当な制約を加えるものであるから、各種の行政機関と十分な調整を行うとともに、相対立する住民の利害を調整し、さらに利害関係人の権利、利益を保護することが必要であるため、都道府県が都市計画の決定等を行うに当たっては、学識経験者、市町村長を代表する者、都道府県議会議長等からなる都道府県都市計画審議会の議を経ることが重要である。 例えば、都道府県議会の議員を必須の構成員としている理由は、財産権に直接影響を受けることとなる住民全体の利益を代表するものを構成員として加える必要があるためであり、このような考え方から、基準を撤廃することは認められない。
133	B	地方に対する規制緩和	農業・農地	農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する「工業等」の弾力的な運用	農村地域工業等導入促進法第2条第2項に規定する「工業等」の弾力的な運用	【提案の背景】 農工法第2条第2項は、農工団地に進出できる工業等の業種を工業(製造業、道路貨物運送業、倉庫業、梱包業及び卸売業)に限定されている。本県では、農工法に基づき、果が4計画、市町村が19計画を策定し、農工団地58団地、511haを造成し、141社企業が操業しているが、造成したものの企業立地が進んでいない面積が約28haあり、また、計画上は、農工団地を造成することとなっているが、立地を希望する企業がないことから、未整備の団地が7団地、31haある。 【具体的支障事例】 地域再生法の改正により、整備後5年以上工場等に供されていない遊休工場用地については、特例により農工法第2条第2項で定める業種以外の産業用に供することができるようになったが、未整備地や整備後5年未満の工場用地についてはその特例が適用されない。本県においては、実際に昨年度に農工団地への参入を希望した業者は6業者があったが、農工法で定める業種ではないため、また、整備後あるいは工場撤退後5年未満の用地であったため、地域再生法の特例を受けられず、工場立地を断念し、結果、遊休工場用地の解消に至らなかった例がある。	未利用の農工団地の活用だけでなく、例えば植物工場や木質バイオマス発電施設など雇用が期待できる業種や天然ガス発電施設や熱供給業など、雇用に加え、団地内へのエネルギーの安定供給に寄与する業種が追加できることで、農工団地の一層の発展に資することができる。	農村地域工業等導入促進法	厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省	山梨県	農村地域工業等導入促進法(以下「農工法」という。))に基づき整備され、5年を経過した遊休工場用地における地域再生法の特例は、既に造成が完了しており、水路などの付帯設備が整備されている場合なども多く、迅速な立地を目指す企業にとってメリットが多いと考えられる。地方創生を実現するためには地域に「しごと」を作り出すことが重要であり、その実現に資する連動性のある措置を重点的に講ずることが必要との観点から、措置されたものである。 なお、農工法は、農業従事者の就業を促進し、農業構造の改善に資することを狙っているものであることから、農工法により農工団地等により農工団地等により農工団地等に弾力的な雇用を継続的に確保すること、②必ずしも専断的な知識や高度な技能を必要としないこと、等の考え方から業種が限定されており、直ちに弾力的な運用を行うことは困難である。 いずれにしても、農村地域において地域資源の活用や地域内発型産業の振興も求められていることから、農業者の就業構造改善の仕組みとして、農工法を始めこれまで各省も含めて講じられてきた様々な施策の効果を検証の上、農業・農村を取り巻く情勢の変化と課題を十分踏まえつつ、対象となる地域、産業等を明確にし、必要に応じて業種を調整しているところ。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	関係する関係機関等	団体名	その他(特記事項)	
	区分	分野									
134	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に關して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への動向が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。  【具体的な支障事例】半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前確認を含めて国協議に約7か月を要している)	同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等)が期待できる。	半島振興法第3条第1項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	山口県、中国地方知事会	○貴県が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分権改革推進室に情報提供を依頼したところ、同室から、提案団体の提出した半島振興計画案に対する国からの意見については、その都度、関係4市町に意見照会を確認した上で関係各課による確認を行っており時間と労力を要したことから、また、作業スケジュールについて、1回目の計画案の提出から最終提出までに4か月以上を要し、さらに、最終提出から同意までに3か月を要した旨、御回答を頂いた。 ○半島振興計画とは、国と関係地方公共団体とが密接な連携の下、半島振興対策実施地域における将来的な交通施設の整備、産業の振興等の半島振興施策の方向性を定めるものである。 ○半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。 ○貴県からは、「主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。」との御意見を頂いているが、今般の半島振興計画の策定手続において、国からの指摘は、事実確認や誤字の指摘のみであるため、御指摘の「多大な時間と労力を要した」とは考えていない。 ○なお、国土交通省は、貴県を含む関係22道府県からの全23計画案の提出を受け、半島振興法第3条第2項に基づき関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならないこととされており、関係道府県との協議等に一定の期間を要することはやむを得ないと考えている。今般の協議等においては、関係道府県に短期間での回答等の提出を求めることとならないよう配慮し、早い段階で調整を開始する余裕を持ったスケジュールで作業を進めてきたところである。	
302	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	半島振興計画に係る主務大臣の協議、同意の廃止	都道府県が半島振興計画を作成する際には、あらかじめ主務大臣へ協議し同意を得ることとされているが、半島振興計画の作成に關して主務大臣が都道府県に変更を求めることができることとした上で、計画策定後の主務大臣への提出制度に改める。	【現状】半島振興法第3条によると、「都道府県は、半島振興計画を作成しなければならない。この場合においては、あらかじめ、主務大臣に協議し、その同意を得なければならない。」と定められている。なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針では、都道府県が方針策定後に主務大臣に提出し、主務大臣による都道府県への動向が可能であることから、主務大臣への同意協議は行われていない。  【具体的な支障事例】半島振興計画の作成において、主務大臣への協議(事前協議を含む)及び同意を得るために多大な時間と労力を要している。(本県のH27計画策定時には、事前協議を含めて国協議に約7か月を要している)	同意協議を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、半島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上や、定住促進等)が期待できる。	半島振興法第3条第1項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	九州地方知事会	山口県提案分	○貴県が指摘している「多大な時間と労力」の具体的な内容について、内閣府地方分権改革推進室に情報提供を依頼したところ、同室から、提案団体の提出した半島振興計画案に対する国からの意見については、その都度、関係4市町に意見照会を確認した上で関係各課による確認を行っており時間と労力を要したことから、また、作業スケジュールについて、1回目の計画案の提出から最終提出までに4か月以上を要し、さらに、最終提出から同意までに3か月を要した旨、御回答を頂いた。 ○半島振興計画とは、国と関係地方公共団体とが密接な連携の下、半島振興対策実施地域における将来的な交通施設の整備、産業の振興等の半島振興施策の方向性を定めるものである。 ○半島振興法上、国は、半島振興計画に基づき必要な措置を講ずることとされていることから、半島振興計画の実効性を高め、より適切な計画となるよう、計画策定段階における主務大臣への協議・同意をお願いしているところである。 ○貴県からは、「主務大臣への協議(事前確認を含む)及び同意を得るために、多大な時間と労力を要している。」との御意見を頂いているが、今般の半島振興計画の策定手続において、国からの指摘は、事実確認や誤字の指摘のみであるため、御指摘の「多大な時間と労力を要した」とは考えていない。 ○なお、国土交通省は、貴県を含む関係22道府県からの全23計画案の提出を受け、半島振興法第3条第2項に基づき関係行政機関の長に協議するとともに、国土審議会の意見を聴かなければならないこととされており、関係道府県との協議等に一定の期間を要することはやむを得ないと考えている。今般の協議等においては、関係道府県に短期間での回答等の提出を求めることとならないよう配慮し、早い段階で調整を開始する余裕を持ったスケジュールで作業を進めてきたところである。
135	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めるときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。	【現状】離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に基づき離島振興計画を定めるときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、主務大臣は、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。 なお、同様の趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。	事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。	離島振興法第4条第10項、第11項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	山口県、中国地方知事会	○離島振興法(昭和28年法律第72号)(以下「法」という。)第4条第8項の規定に基づき都道府県から主務大臣へ提出された離島振興計画は、同条第10項及び第11項の規定に基づき、離島振興基本方針に適合するかの確認を実施しており、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、主務大臣は当該都道府県に変更を求めることができることとされている。  ○離島振興計画の事前提出は、これら適合性の確認を円滑かつ迅速に実施し、国と都道府県双方の事務負担を軽減するため、正式提出に先んじて離島振興計画案を提出いただけるよう、平成24年11月29日付事務連絡「各都道府県の離島振興計画案の事前提出等について(依頼)」において都道府県に任意で依頼しているものである。  ○本提案は、「離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。」とのことであるが、平成25年度計画策定時、離島振興計画の事前審査に要した期間は、関係行政機関への意見照会も含めて約1か月であり、また、その後の法第4条第9項及び第10項に基づく手続きにおいて特種変更や調整を求めていることから、ご指摘の「多大な時間と労力を要している」とは考えていない。  ○もとより事前提出は都道府県に対して任意で依頼しているものであるが、仮に事前提出が廃止された場合、事前の調整を経ること無く法第4条第9項及び第10項に基づき関係行政機関への通知及び意見照会の手続きを実施する必要があるが、事前に確認が行われていないため、仮に関係行政機関の長から主務大臣に対して意見が申し出られた場合、法第4条第10項の規定に基づき、都道府県に対して離島振興計画の変更を求めることとなる可能性が高い。離島振興計画を変更する際には、法第4条第12項の規定により、同条第3項、第4項及び第6項から第11項までの規定が準用されるため、都道府県と市町村との調整、主務大臣への再提出、主務大臣から関係行政機関への通知及び意見照会手続きを、場合によっては複数回行う必要があり、事前の確認手続を廃止することはかえって国と都道府県双方の事務的負担を増大させるものとなる。  ○こうしたことから、離島振興計画を策定・変更する際には、引き続き事前の調整にご協力いただきたい。なお、政府としては事前の調整の際に都道府県の事務負担が増大することのないよう、適切に対応して参りたい。	

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	関係の府県(関係府県)	団体名	その他(特記事項)	回答欄(各府省)
	区分	分野									
303	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	離島振興計画に係る主務大臣の事前審査の廃止	都道府県が離島振興計画を定めるときには、直ちに、これを主務大臣に提出し、これを主務大臣は離島振興基本方針に適合していないときは都道府県に変更すべきことを求めることができる。なお、同様趣旨で制定されている山村振興法に基づき県が策定する山村振興基本方針においては、国への事前提出による審査は行われていない。	【現状】 離島振興法第4条により、「都道府県は、離島振興基本方針に適合しない」と認めるときは、当該都道府県に対しこれを変更すべきことを求めることができる。」と定められているが、実務上、計画策定前に離島振興計画案の事前提出により、離島振興基本方針に適合するか否かの審査が行われている。  【具体的な支障事例】 離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。(本県のH25計画策定時には、国協議に5か月を要している)	事前審査を廃止することにより、事務の簡素化による負担軽減が図られるとともに、離島振興計画に基づく事業実施や国の支援を受けることによる事業効果の早期発現(地域の自立的発展、地域住民の生活安定・福祉向上等)が期待できる。	離島振興法第4条第10項、第11項	総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省	九州地方知事会	山口県提案分	○離島振興法(昭和28年法律第72号)(以下「法」という。)第4条第8項の規定に基づき都道府県から主務大臣に提出された離島振興計画は、同条第10項及び第11項の規定に基づき、離島振興基本方針に適合するかの確認を実施しており、離島振興基本方針に適合していないと認めるときは、主務大臣は当該都道府県に変更を求めることができることとされている。  ○離島振興計画の事前提出は、これら適合性の確認を円滑かつ迅速に実施し、国と都道府県双方の事務負担を軽減するため、正式提出に先んじて離島振興計画案を提出いただけたらう。平成24年11月29日付事務連絡「各都道府県の離島振興計画案の事前提出等について(依頼)」において都道府県に任意で依頼しているものである。  ○本提案は、「離島振興計画の策定において、実務上行われている、事前審査に多大な時間と労力を要している。」とのことであるが、平成25年度計画策定時、離島振興計画の事前審査に要した期間は、関係行政機関への意見照会も含めて約1か月であり、また、その後の法第4条第9項及び第10項に基づく手続きにおいて特快変更や調整を求めていることから、ご指摘の「多大な時間と労力を要している」ものとは考えていない。  ○もとより事前提出は都道府県に対して任意で依頼しているものであるが、仮に事前提出が廃止された場合、事前の調整を続けることなく法第4条第9項及び第10項に基づき関係行政機関への通知及び意見照会の手続きを実施する必要があるが、事前に確認が行われていないため、仮に関係行政機関の長から主務大臣に対して意見が申し出られた場合、法第4条第10項の規定に基づき、都道府県に対して離島振興計画の変更を求めることとなる可能性が高い。離島振興計画を変更する際には、法第4条第12項の規定により、同条第9項、第4項及び第6項から第11項までの規定が準用されるため、都道府県と市町村との調整、主務大臣への再提出、主務大臣から関係行政機関への通知及び意見照会手続きを、場合によっては複数回行う必要があり、事前の確認手続きを廃止することはかえって国と都道府県双方の事務的負担を増大させるものとなる。  ○こうしたことから、離島振興計画を策定・変更する際には、引き続き事前の調整にご協力いただきたい。なお、政府としては事前の調整の際に都道府県の事務負担が増大することのないよう、適切に対応して参りたい。
137	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	第3種旅行業が取り扱う募集型企画旅行の実施区域の拡大	現行の第3種旅行業では、募集型企画旅行の実施区域は、営業所が所在する市町村と隣接する市町村等の区域だが、これを隣接都道府県まで拡大する。	【制度改正の必要性】 観光による地方活性化を進め、旅行者の広域化・多様化するニーズに応えるためには、地域の観光資源を基にした旅行商品や多様な広域観光周遊ルートを創設することが必要であり、地域の観光資源を熟知した地元の中小旅行者による募集型企画旅行の創出を促進することが必要。 県内の中小旅行者は第3種旅行業者である場合が多いが、第3種旅行業者による募集型企画旅行の実施区域は、旅行業法施行規則第1条の2により、営業所の所在する市町村及び隣接する市町村に限定されている。広域周遊旅行に取り組みたいとの思いがあっても、国内の募集型企画旅行を実施範囲とする第2種旅行業者への登録変更は、営業保証金や基準資産の面で負担が大きい。  【支障事例】 本県では、関西広域観光周遊ルート「美の伝説」や山陰広域観光周遊ルートの提案により、観光地をネットワーク化し、エリアへの誘客とエリア内での滞在時間延長を進めることとしているが、第3種旅行業者では、隠岐ジオパーク(島根県)、山陰海岸ジオパーク(兵庫県、京都府)等を素材とした広域圏の商品作成ができない。 現在、鳥取県東部(鳥取市、岩美町、若桜町、智頭町、八頭町)及び兵庫県北但西部(香美町、新温泉町)においては、日本版DMO候補法人に登録された鳥取・因幡観光ネットワーク協議会を中心に広域連携が検討されている。同協議会の構成団体である鳥取市観光コンベンション協会が第3種旅行業の登録を行っているが、同協会が所在する鳥取市は香美町と隣接していないため、香美町が実施区域となる。市町村の位置関係によって、連携市町村の全地域を含む旅行商品の作成ができない事例が発生することは不合理である。  【規制緩和を行った場合の懸念】 実施区域の拡大により、事業者の弁済能力の範囲を超えるおそれがあり、消費者保護が図られないとの指摘が想定されるが、第3種旅行業者であっても、受注型企画旅行等において既に他都道府県における実績があり、旅行先に対する知識・経験等は第2種旅行業者と同様に有している場合も多く、隣接都道府県における旅行であっても各地域の事業者と連携を図ることができる。	国土交通省が推進する「広域観光周遊ルート」を活用した旅行商品を取り扱う事業者は、地域に根ざした中小の旅行者が参入することにより、事業者の競争力が強化され、旅行者の提供機会の充実、旅行者が選択の幅の拡大を図ることができる。 また、訪日外国人旅行者を含めた交流人口及び消費の拡大、雇用の創出等につながる、観光立国の実現とともに地方創生・地域の活性化にも資する。	旅行業法施行規則第1条の2第3号	国土交通省	鳥取県、中国地方知事会、兵庫県、和歌山県、徳島県	○国における各種施策の推進 【旅行産業研究開発報告書】旅行産業の発展と旅行業法制度の再構築について(平成26年9月)……観光振興の普及に向けた商品作成の促進・販売経路の拡大 【規制改革実施計画(平成27年6月30日閣議決定)】…第3種旅行業者の範囲の拡大(平成28年度結算、指図) 【国政の日本を支える観光ビジョン】情報連携(国政の日本を支える観光ビジョン)(平成28年3月30日)…… 第三種旅行業者や観光事業者等、地域に根ざした事業者が観光型旅行商品を企画・提供しやすくなる。観光の振興(関係機関)を2017年中に実施)	第三種旅行業が取り扱う募集型企画旅行の実施区域の拡大については、規制改革会議実施計画(平成27年6月30日閣議決定)に沿って、地域と事業者のニーズを踏まえた見直しも視野に入れた検討を進められているところであり、平成28年度中に結論を得た上で必要な措置を講ずることとしている。
154	B 地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における情報連携(庁外連携)に関する要件緩和(特別賃貸専用住宅についても条例により、公営住宅、特定優良賃貸住宅と同様に庁外連携を可能とする)	【制度の概要】 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号に基づき別表第二において、マイナンバーを利用できる事務及び当該事務を実施するに当たり入手すべき特定個人情報(情報提供者含む)が規定されている。 法定事務以外であっても、第9条第2項に基づき条例で規定する事務(独自利用事務)についてはマイナンバーを利用することができることと、同法第19条第14号に基づき情報連携(庁外連携)を行うこともできる。 その上で、情報連携(庁外連携)に関しては、個人情報保護委員会規則において、独自利用事務及び入手する特定個人情報の範囲の要件を以下のとおり規定されている。 1 事務の趣旨・目的と別表事務の根拠法令における趣旨・目的が同一 2 事務に類似性が認められる 3 情報提供者及び提供を求める特定個人情報等が別表事務と同一の範囲内  【支障事例】 上記により、別表第二の31の項「公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務」に準ずる事務については、独自利用事務として庁外連携を行うことは可能であるが、当該独自利用事務は、公営住宅法に規定する「住宅に因する低額所得者」を対象としている(収入階層:月0~214,000円)。 本府においては、特別賃貸専用住宅(収入階層:月0~313,000円)を管理しているが、現在の取扱では、上記低額所得者の階層世帯のみが独自利用の対象となり、同一団地であっても、世帯によっては取扱に差異が生じる(214,000円を超える収入階層の世帯については、添付書類が必要となる)。 そのため、地方公共団体が管理する住宅全般(特別賃貸専用住宅)について、庁外連携が可能となるよう、対象事務の緩和を求めた。 なお、根拠法(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律)が異なる特定公共賃貸住宅(収入階層:月139,000円~487,000円)については、庁外連携が可能であることから、対象世帯における取扱に整合性が図れていない。	214,000円を超える収入階層の世帯について添付書類が不要となり、利便性を向上させることができる。また同一団地の入居者にかかる添付書類が同一となり、住民の不公平感の解消につながる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項、第19条第7号、別表第二の31の項	内閣府、個人情報保護委員会、総務省、国土交通省	京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県	(内閣府の回答を記載) 情報連携ネットワークシステムを利用することができる独自利用事務については、個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部を改正する法律による改正後のマイナンバー法第19条第8号のとおり、個人情報保護委員会規則により定められることとなります。		

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	実施主体(関係機関)	団体名	その他(特記事項)	回答欄(各府省)
	区分	分野									
171	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	移送ボランティア活動に係る公共交通空白地有償運送の登録要件の緩和	地域公共交通会議で、バス停までの距離があるなど交通が不便であると認められた地域において、地域ボランティアが地域及び対象者を限定して行う移送サービスについては、公共交通空白地有償運送と見なし、有償運送が可能となるよう登録要件を緩和すること。	【現状】 自家用自動車は原則として、有償の運送の用に供してはならず、災害等の緊急を要する場合を除き、例外によりこれを行うためには、過疎地有償運送や福祉有償運送など交通空白地域等で、国登録又は許可を受ける必要がある。地域ボランティアが行う外出支援活動等において、ガソリン代、道路使用料、駐車場代のみを収受する場合には許可可だが、運送(サービス)による対価の支払いがあるものは、有償運送として道路運送法の許可が必要とされている。 【支障事例】 過疎地や交通空白地以外の地域においても、バス路線の便数が極端に少ない地域やバス停への距離があるなど交通が不便な地域がある。こうした地域では、バス停まで歩くことが困難な高齢者や重たい荷物を持つ移動することが困難な高齢者を対象に、地域ボランティアによる移送サービスを提供している地域も増加している。高齢者が急増している中、人口密度の低い地域や遠郊外では、買い物や医療等日常生活サービスの充足が徒歩等では難しくなることが想定されることから、地方自治体は、高齢者の孤立化の防止や地域コミュニティの維持等の観点も踏まえ、交通需要に応じた公共交通ネットワークの構築に取り組んでおり、こうした移送ボランティアは、公共交通ネットワークを補完するものと認識している。しかしながら、実費(ガソリン代、道路使用料、駐車場代)以外の金銭の収受が認められていないため、活動に必要な保険料や電話代等の事務経費などを徴収することができます。ボランティア確保をはじめ活動の継続が厳しい状況になっている。	公共交通空白地有償運送に位置づけることにより、地域公共交通会議において協議が行われるため、既存のタクシー事業者との合意を得ることができ。 有償運送が可能となることにより、継続した外出支援事業の実施が図ることができる。 対面を負担することによりサービスの提供を受ける高齢者が遠慮なく利用可能となり、高齢者の孤立化の防止と見守りなど、地域コミュニティの維持・醸成が可能となる。	道路運送法第78条(有償運送) 道路運送法における登録及許可を要しない運送の形態について(平成18年9月29日自動車交通局旅客部長)	国土交通省	兵庫県、三田市、淡路県、和歌山県、鳥取県		自家用有償客車運送は、バスやタクシーによっては輸送サービスを提供することが困難であり、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要であることについて、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民等の関係者が、合意した場合に実施できるものであり、実施団体は道路運送法施行規則第48条各号に列挙する営利を目的としな団体と限定しているところである。 自家用有償客車運送については、平成27年4月より、運送の実施主体の弾力化について制度の見直しを行ったところであり、非営利性を有することや代表者が欠格事由に該当しないこと等を条件に「権利能力無き社団」についても実施主体とすることを可能としたことから、提案にあるような地域のボランティア団体についても、現行制度においても運営協議会等での合意を得られれば、自家用有償客車運送の登録が可能であり、実費以外の金銭の収受を行うことが可能である。 なお、個々の地域が公共交通空白地有償運送を実施することができる「過疎地域その他の交通が著しく不便な地域」にあるかどうかについては、地域の関係者の協議における判断によるものである。
172	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	空家等対策の推進に関する特別措置法の対象の拡大	管理不全となっている長屋や共同住宅でも、一部に居住実態があるため、空家等対策の推進に関する特別措置法の対象とならないことから、法の対象を拡大すること。	【現状】 H25住宅・土地統計調査では、近畿大都市圏の空家のうち、長屋建は約11.9万戸であり、腐朽・破損ありの空家は半数の約6万戸となっており、今後このような問題が拡大する可能性が懸念される。また、長屋や共同住宅の一部に空家があってもその他に居住や使用実態があれば空家等対策特別措置法の対象とならない。そのため、長屋等空家第2項に基づく立入調査、法第10条に基づく固定資産税情報の利用ができず所有者等の特定が困難であり、また、法第14条に基づく助言又は指導、助言、命令等もともにより、行政指導すら行うことが出来ない。 【支障事例】 本県内でも、4戸が壁を共有した長屋建の建築物について、空き家になっている住宅(住戸)の一部が崩れ保安上危険となるおそれのある状態になっているが、他の住戸に居住者がいるため特措法の対象とならず、法に基づく措置ができず対応に苦慮している事例がある。当該長屋の所在市は条例を制定し指導を行っているが、条例による指導には、税制上の措置(固定資産税等の住宅用地特例)がないことから、その効果が限定的となっている。 長屋でも所有者が複数人で分かれているケースもあり、相続等により所有者がすぐに判明しないケースもあり得るが、個人情報が取得し難いことから、長屋等空家第2項に基づく立入調査、法第10条に基づく固定資産税情報の利用ができず所有者等の特定が困難であり、また、法第14条に基づく助言又は指導、助言、命令等もともにより、行政指導すら行うことが出来ない。 【支障事例】 本県内でも、4戸が壁を共有した長屋建の建築物について、空き家になっている住宅(住戸)の一部が崩れ保安上危険となるおそれのある状態になっているが、他の住戸に居住者がいるため特措法の対象とならず、法に基づく措置ができず対応に苦慮している事例がある。当該長屋の所在市は条例を制定し指導を行っているが、条例による指導には、税制上の措置(固定資産税等の住宅用地特例)がないことから、その効果が限定的となっている。 長屋でも所有者が複数人で分かれているケースもあり、相続等により所有者がすぐに判明しないケースもあり得るが、個人情報が取得し難いことから、長屋等空家第2項に基づく立入調査、法第10条に基づく固定資産税情報の利用ができず所有者等の特定が困難であり、また、法第14条に基づく助言又は指導、助言、命令等もともにより、行政指導すら行うことが出来ない。	H25住宅・土地統計調査では、近畿大都市圏の空家のうち、長屋建は約11.9万戸であり、腐朽・破損ありの空家は半数の約6万戸となっており、今後このような問題が拡大する可能性が懸念される。また、長屋や共同住宅の一部に空家があってもその他に居住や使用実態があれば空家等対策特別措置法の対象とならない。そのため、長屋等空家第2項に基づく立入調査、法第10条に基づく固定資産税情報の利用ができず所有者等の特定が困難であり、また、法第14条に基づく助言又は指導、助言、命令等もともにより、行政指導すら行うことが出来ない。	空家等対策の推進に関する特別措置法(空家法)第2条	総務省、国土交通省	兵庫県、滋賀県、大阪府、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都府、大阪市、堺市、関西広域連合		空家等対策の推進に関する特別措置法(以下「空家法」という。)第2条第1項において、「空家等」とは、「建築物又はこれに附属する作物であって居住その他の使用がなされていないことが常態であるおそれのある敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。をいう。）」と定義されており、ここでいう「建築物」とは建築基準法第2条第1号の「建築物」と同様である。 長屋や共同住宅については、一棟全体を一つの「建築物」であり、一住戸は「建築物」の一区画にすぎず、一住戸ごとに「空家等」が可否を判断するものではない。 したがって、現在居住している者がいない空き住戸が多数存在するとしても、一部の住戸に居住者がおり、建築物全体としては「居住その他の使用がなされていない」とは言えないことから「空家等」として扱うことは不適当である。 なお、法令と同一の目的のもとに、法令が規制対象としない事項について条例を制定することは、空家法に抵触しない限度で有効であることから、空家法の対象外である長屋や共同住宅を措置の対象として規定する条例を定めることは可能である。
173	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	所有者等が存在しない空家等の跡地処分にかかわる手続きの簡素化	所有者等が存在しない空家等を略式代執行した際の跡地処分について、略式代執行を行う際に不動産登記簿情報等による特定や相当の期限を定め公告を行うことから、相続人不存在とみなし、相続財産管理人を選任することなく、国又は略式代執行を行った地方公共団体に帰属させるよう、略式代執行後の跡地処分について空家等対策特別措置法に規定すること。	【現状】 相続人の不存在等により空家の所有者を確認できない場合は、空家等対策の推進に関する特別措置法(以下、空家等対策特別措置法)第14条に基づき、当該空家を略式代執行した後に、空家等対策特別措置法第14条第1項第2号に規定する「空家等」の定義には、建築物の敷地も含まれていないにもかかわらず、略式代執行を行った後の跡地処分についての規定がない。そのため民法第951条から第999条までの規定に従い、相続財産管理人の選任を申し立て、特別縁故者等の検索の後、国庫に帰属させる等一般法の規定に照準することになる。 【支障事例】 少子高齢化の進展に伴い、所有者のいない不動産が増加することが見込まれる中、跡地処分が当たって、相続財産管理人の選任や報酬の支払い等相当の手間と費用が発生すること、手続の開始から国庫への帰属までの期間が長期に及ぶこと等が、空家問題の簡易迅速な解決への支障となっている。 堺市では、危険な空家の略式代執行を行う予定だが、跡地処分については相続財産管理人の選任等に費用がかかるうえ、1年以上の期間を要することからこの足を踏んでいる。	相続財産管理人制度にとらわれない円滑な相続財産の国又は略式代執行を行った地方公共団体への帰属手続を確立することにより、空家除却後の跡地の適正管理や有効利用に資するものである。	民法第239条第2項(無主物の帰属) 民法第959条(残余財産の国庫への帰属) (空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項(略式代執行))	総務省、法務省、国土交通省	兵庫県、茨城県、和歌山県、徳島県、堺市		空家等対策の推進に関する特別措置法第14条第10項に基づき略式代執行を行う際に所有者等の調査や公告を行うことは、特定空家である建築物を除却する場合において、当該建築物の所有者等に対して命令するに付される手続であり、当該特定空家の敷地について行われた手続ではない。 空家法に基づく略式代執行より特定空家である建築物を除却した後の敷地に係る所有権を、何らの手続を経ることなく一方的に国又は略式代執行を行った市町村に帰属させることは、個人の財産権を侵害するものとなるので対応は困難である。
174	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	公営住宅の地域対応活用にかかわる期間の緩和について	公営住宅をUターン者向け住宅に活用できる地域対応活用について、通知により活用できる期間が原則1年間とされていることから、事業主体が地域の実情に応じて弾力的な活用期間を設定できるように緩和すること。	【現状】 住居の多様な需要に対応するため、本来の入居対象者の入居が阻害されない範囲で地域の実情に応じた対応を行う「地域対応活用」の実施が認められているが、地域対応活用を実施できる期間は通知により原則として1年以内で設定することとされている。 【支障事例】 国を挙げて「地方創生」に取り組む中、本県も地域創生戦略を策定し、長期にわたる施策として、各市町の定住支援施策等と連携しながら、一定の県営住宅で継続的に地域対応活用を実施したいと考えているが、原則1年以内の期間となっており、地域創生戦略の計画期間(5年間)を通じた継続的な事業展開ができない状況にある。 既に地域対応活用を実施している県内の市では活用団地等に変更が無い場合でも承認申請を毎年行わざるを得なくなっており、「事務的に手間がかかる」、「既存公営住宅のストックの有効活用の点から、地域で活用期間を定めたい」との意見がある。	地域対応活用の活用期間に係る制限を緩和することで、承認申請を数年ごとに行うことも可能となり、手続の簡素化が図られることにより、公営住宅ストックの有効活用にもつながる。	「公営住宅の地域対応活用について」 (H21.2.27国土交通省第117号通知)	国土交通省	兵庫県、豊岡市、淡路県、和歌山県、鳥取県、徳島県		公営住宅は、国の補助を受けて、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で賃貸するために整備されるものであって、用途も目的に沿ったものに限定されており、事業主体は、公営住宅の本来の入居対象者の入居を阻害せず、公営住宅の適正かつ合理的な管理に支障のない範囲内で、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第22条の規定に基づく承認を受け、公営住宅を目的外使用させることができる。 急激な経済情勢の変化、災害の発生等の現時点では想定することが困難な事象の発生により、住宅に困窮する低額所得者を取り巻く地域の住宅事情が急変することも考えられること等から、長期に渡る目的外使用は公営住宅の本来の目的の妨げになるおそれがある。このため、目的外使用の期間については、承認申請以後の地域の住宅事情を事業主体において確認するよう求める趣旨等から、原則1年以内で設定していただくよう通知している。なお、当初目的外使用の期間を経過後、地域の住宅事情に特段の変化が無ければ、目的外使用の期間を更新していくことは可能である。
190	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	生産緑地地区指定の面積要件の要件緩和	自己都合によらず現行の生産緑地地区の面積要件を満たさなくなった場合でも、生産緑地地区としての優遇措置を受けられるよう、下面積や経年要件の緩和と、条例委任等、地域の実情を考慮した特例の設定	【現状】 平成27年4月に都市農業振興基本法が成立。平成28年5月に策定された都市農業振興基本計画においても、生産緑地に関し、500㎡未満の農地やいわゆる「道連れ解除」への対応の必要性が明記されると、都市農業の振興、多面的機能の発揮が求められている。 【支障事例】 本県では、平成26年度9件(約2,000㎡)、平成27年度4件(約800㎡)が自己都合によらず生産緑地を解除されている。例えば、複数人で1団の生産緑地の認定を受けたが、そのうち1名が死亡した。しかし、その者には農業の後継者がおらず、その農地を手放すこととなつたため、全体として緑地面積が500㎡を満たさなくなり、残りの者は農業を継続したことも関わらず生産緑地の指定は「道連れ解除」となつた。 また、公共事業用地として収用され、生産緑地地区の面積要件を満たさなくなった場合でも、生産緑地地区の面積要件を欠いているとされ、生産緑地地区の指定が解除される。	意欲ある農業者が営農を継続できるだけでなく、都市における農地の減少が緩和されることから、雨水貯留などの防災効果やヒートアイランド対策、環境学習体験の場としての活用など、農地の多面的な効用を享受することができる。	生産緑地法第3条	国土交通省	兵庫県、和歌山県、京都府、堺市		生産緑地地区の面積要件については、農地の持つ緑地等としての機能が発揮される一定の規模以上とする必要があることから、都市計画上の緑地等として評価できる最低限度として500㎡と設定している。 また、生産緑地地区については、農業と他の業種等との税の公平性にも配慮した上で、税制上の特別措置が設けられており、地域毎に設定された面積要件に基づく指定ではこのような国としての特別措置を設けることと適さないため、全国一律の基準を設定している。 このため、現時点ではこの提案の内容を措置することは困難であるが、都市農業振興基本計画(平成28年5月閣議決定)において、「現行制度上、生産緑地地区の指定の対象とされていない500㎡を下回る小規模な農地や、農地所有者の意思に反して規模要件を下回ることになった生産緑地地区については、都市農業振興の観点も踏まえ、農地保全を含む意義について検討した上で、必要な対応を行う」とされており、検討を進めたいところである。



管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	所管の省庁(関係府庁)	団体名	その他(特記事項)	回答欄(各府省)
	区分	分野									
197	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	戸建住宅を宿泊施設として利用するための規制緩和(用途変更における規制緩和)	(1)空き家を宿泊施設として旅館業を営む際、家族などの特定の1グループで、10人以下など少人数の1棟貸(住宅の規模が2階以下かつ300㎡未満)を行う場合は、住宅とみなして建築基準法を適用することとし、ホテル・旅館への用途変更を不要とすること。  (2)(1)の対応ができない場合、ホテル・旅館の規制について、戸建住宅と同様の規制に緩和すること。 【規制緩和を提案する規定】 ①昇降・間仕切壁 ②排煙設備の設置 ③内装制限 ④屋内階段の寸法  なお、法施行前の建物は、既存のまま宿泊施設として利用できるよること。	【支障事例】 本県では、観光客を県内に宿泊させるため、日本屋敷の空き家を宿泊施設として有効活用することが必要と考えている。空き家をホテル・旅館に用途変更する場合、建築基準法に定める基準を満たす必要があるが、古民家などの空き家を持つ魅力の低減や修繕による事業者負担につながっており、空き家の宿泊施設としての利用が進んでいない。	【制度改正の必要性】 不特定多数が宿泊する大規模なホテル・旅館とは異なり、家族や友人などの特定の1グループで10人以下の少人数のグループに対して1棟貸(2階以下かつ300㎡未満)を行うような事業を想定している。実態としては、家族の実家に帰省して宿泊する場合など一般の住宅に宿泊する場合と同様であり、その性能・用途は住宅と同様と思われる。これは国内外からの誘客促進、観光地としての魅力向上、宿泊施設不足や空き家の有効活用を推進するものである。 ただし、安全性確保のため、避難経路での非常用照明の設置(※)、屋内階段の両側に手すりの設置を条件とする。	(1)建築基準法別表第2、建築基準法第87条 (2)①建築基準法第26条、建築基準法施行令第114条 ②②建築基準法第35条、建築基準法施行令第126条の2 ③③建築基準法第35条の2、建築基準法施行令第128条の4、第129条 ④④建築基準法第36条、建築基準法施行令第23条 ※建築基準法第35条、建築基準法施行令第126条の4	国土交通省	広島県		建築基準法の規制は、国民の生命を守るための最低限の基準を定めたものであるため、規制の緩和は、技術的な検討を行い、代替措置の安全性を十分に確かめる必要がある。 (1)用途については、防火避難上の安全性や市街地環境の保全の観点から分類されており、利用実態から判断される。「住宅」は特定少人数の居住に供するものであり、「ホテル・旅館」は不特定の利用者で避難経路を熟知しない者の利用が想定されることから、同一用途として取り扱うことはできない。したがって、旅館業を営む際、たとえ建物が小規模で宿泊者か人数であっても、不特定の利用が想定されることから、用途を住宅とみなしてホテル・旅館への用途変更を不要とすることは困難である。 (2)①～③防火上主要な間仕切壁や排煙設備、内装制限などの規定については、防火上・避難上の安全性を確保する観点から、用途や規模に応じて適用関係が定められているため、ホテル・旅館において戸建住宅と同様の規定を適用することは困難である。なお、これらについては、これまで安全性に關し技術的な整理ができたものについては順次合理化してきており、規模の大きなものを除けば、運動型住宅用防火警報器等の設置など代替措置によって、用途変更することも既に可能である。また、個別に避難安全検証の実施により安全性を確認することもできる。④屋内階段の寸法については、No.48への回答とおり、今後、技術的検証をとり、一定の要件(積積や追加の安全措置等)を満たした段階においては、寸法の基準を緩和できるとする旨の改正を検討している。  なお、住宅を活用して宿泊サービスの提供を行ういわゆる「民泊」については、別途、関係省庁間での検討を進めているところである。
198	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	戸建住宅を宿泊施設として利用するための規制緩和(用途変更の確認申請手続きの緩和)	空き家を住宅のまま宿泊施設として利用できる場合、住宅からホテル・旅館への用途変更の確認申請について、現行の100㎡から300㎡に緩和するとともに、300㎡以下の建物については、旅館業法の許可申請時に提出する申請書により、法令審査を行う。	【支障事例】 用途変更の申請においては、設計図等の提出が求められており、事業者に手続き上の負担が生じている。 また、用途変更が100㎡を超える建物対象となることから、実態として、100㎡を超える空き家の利用が進んでいない。	【制度改正の必要性】 300㎡以内の建物については、用途変更の確認申請を不要とし、旅館業法の許可申請時に提出する申請書(図面等を含む)により法令審査を行うこととし、手続きと提出書類が簡素化され、事業者の負担軽減につながる。 また、100㎡を超える空き家の利用が進み、空き家の宿泊施設としての利用を促進し、国内外からの誘客促進、観光地としての魅力向上、宿泊施設不足や空き家問題に対する取組の推進につながる。	建築基準法第87条	国土交通省	広島県		建築基準法の規制は、国民の生命を守るための最低限の基準を定めたものであり、一定の規模以上の特殊建築物(不特定多数の利用者など見込まれるもの、防火避難安全上の配慮が必要な建築物)への用途変更に際して、立地規制に合致することや、適切な防火避難安全上の措置が講じられていることを確認するため、確認申請の手続きを求めている。 本提案の趣旨は、100㎡以上300㎡未満のホテル・旅館に対して、建築基準法上の用途変更の確認申請手続きの代わりに、旅館業法の許可申請時に提出する申請書により、法令審査を行うことで手続きの緩和を図ることとする。 ① 旅館業法の許可申請時に添付する書類は、建築基準法で求める最低基準を確保しているかどうかを確認するための書類と本格的に異なり、必要情報が不足しているため、建築基準法に適合するか否かの法令審査を行うことは不可能である。 ② ご提案が、仮に、旅館業法の許可申請において建築基準法で求める基準への適合判断を行うことを含むとすると、建築基準法においては、専門的知識を有する建築士が法令審査を行うこととしていることから、旅館業法の許可部局で建築基準法で求める基準への適合判断は困難と考えられる。 このため、建築基準法上の用途変更の確認申請手続きの代わりに旅館業法の許可申請時の申請書により法令審査を行うことは実質的に不可能である。 また、旅館業法の許可申請と建築基準法の確認申請の窓口を一本化することにより、事業者の手続きを円滑化することについては、各地方公共団体において検討いただきたいが、上記②の理由により、窓口においては、必要とされる申請書類の有無等について確認の判断が求められることに留意されたい。  なお、住宅を活用して宿泊サービスの提供を行ういわゆる「民泊」については、別途、関係省庁間での検討を進めているところである。
199	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	戸建住宅を宿泊施設として利用するための規制緩和(1)特定行政庁が都市計画法上のホテル・旅館の建築制限のある用途地域に建築を許可する際の基準の明確化(2)特別用途地域内でホテル・旅館の建築を可能とする条例の制定の際の大臣の承認が必要であることから、同意を要しない協議に緩和する。	空き家を住宅のまま宿泊施設として利用できない場合、(1)特定行政庁が都市計画法上のホテル・旅館の建築制限のある用途地域に建築を許可する際の基準の明確化(2)特別用途地域内でホテル・旅館の建築を可能とする条例の制定の際の大臣の承認が必要であることから、同意を要しない協議に緩和する。	【支障事例】 (1)規制改革会議の第4次答申では、ホテル・旅館の建築制限のある用途地域において、民泊サービスの実施を可能とする方向で検討することとしている。今後、ホテル・旅館の建築制限のある用途地域において、民泊サービスのほか、空き家をホテル・旅館とする事例の増加が予想される。 (2)特別用途地域内で規制を緩和する条例を制定する場合、大臣の承認が必要であり、承認には、下協議に6か月、事前協議に3か月、承認申請に3か月要しており、地方側の負担となっている。 なお、都市計画を策定する際に国土交通大臣の同意を得ていることから、大臣の承認ではなく同意を要しない協議で十分と考える。	(1)建築基準法第48条 (2)建築基準法第49条	国土交通省	広島県		建築基準法第49条の用途規制は、市街地の環境を保全するための制限であり、それぞれの用途地域の目的に応じて、建築できる建築物の種類や規模が定められている。そのため、ホテル・旅館については、良好な住居環境を確保することを目的とする住居専用地域については、原則として立地することはできない。ただし、以下の場合には、当該用途地域でホテル・旅館を建築することが可能である。 ①地方公共団体が、土地利用の動向を勘案し、土地利用計画の実現を図るため適切な用途地域へ変更する場合 ②特別用途地区や地区計画等を活用して、条例により建築物の用途規制の緩和を定めた場合 ③特定行政庁が、住居専用地域における良好な住居の環境を著すおそれがない等と認めて許可した場合  (1)③に係る許可については、地域における市街地環境への影響等地域の実情に応じて個別に判断が必要があるため、国から一律に許可基準を示すことは困難である。  (2)建築基準法第49条に規定する特別用途地区内では、当該区域内の用途制限について、その地区の指定の目的のために必要と認められる場合においては、国土交通大臣の承認を得て、条例で用途制限を緩和することができる。用途規制は、国民の生命、健康及び財産の保護を図るために、国の役割として、自衛すべき市街地像に即して建築物の最低限の基準を定めたものであり、その緩和は、建築物の最低限の基準を例外的に緩和するものであるため、国土交通大臣の承認が必要である。	
216	B 地方に対する規制緩和	環境・衛生	「道の駅」等道路空間設置型水素ステーション実現のための規制緩和	「道の駅」等の道路空間に設置する水素ステーションを、道路法第32条第1項第1号の「その他これらに類する工作物の占用許可対象物件とする。」	本県では平成27年10月に「徳島県水素グリッド構想」を策定し、県として水素ステーションの普及促進を推進しているところである。 道路利用者が気軽に立ち寄ることができ、県下に広がる「道の駅」等の道路空間への設置を促すことで、水素ステーションの普及につながるが、現在、道路法第32条の占用許可対象物件とはなっていないため、「道の駅」等の道路区域に設置することができない。	「道の駅」等の道路空間へ設置が可能となることにより、水素ステーションの普及促進が期待できる。 なお、水素ステーションの普及促進が期待できる。	道路法32条 道路法施行令第7条	経済産業省 国土交通省	徳島県、滋賀県、兵庫県、京都市		道路法に定める占用許可対象物件は、道路の本来的機能である一般通行機能に支障を及ぼさない範囲内で定められたものである。 ご提案の水素ステーションについては、物件の規模が大きく、また、安全性の確保について特段の配慮が必要であると認識しているため、具体的に道路区域内に設置しようとする工作物、設置しようとする位置、道路上に設置しなければならない必要性等をお示し頂きたい。また、その道路上に設置することによる道路の交通又は構造物に与える影響や道路管理上の支障の有無、安全が確保されるか等について検討して参りたい。
222	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	過疎地域及びそれに類する地域(以下、「過疎地域等」という)における「二次交通」確保のための道路運送法の規制緩和	バス、タクシー等の既存交通事業者が十分に存在しない場合など、一定要件のもと、自家用有償旅客運送の実施主体に地方公共団体の要請を受けた旅館事業者等の民間事業者を加えること。	現行法上、道路運送法(79条)において、自家用有償運送の実施主体は、市町村、NPO法人、社会福祉法人、商工会議所等(以下、「準公的団体」という。)に限られているが、過疎化地域等においては、公共交通機関が十分でない地域も多く、観光誘客上の「二次交通」の確保が観光誘客上の課題となっている。 一般の旅行者からの声もあり、また、現状の非営利団体(NPO法人等)だけの運送では、不十分となっている。過疎地域等においては、人的制約及び距離的制約などから、対応可能な準公的団体も少なく、制度が十分に活用できていない。	自家用有償運送に対応可能な準公的団体が存在しない地域においても、観光誘客上の「二次交通」の確保につながる。	道路運送法第78条、同法施行令第48.49条	国土交通省	徳島県、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県		自家用有償旅客運送は、バスやタクシーによっては輸送サービスを提供することが困難であり、地域住民の生活に必要な旅客輸送を確保するために必要であることについて、地方公共団体、一般旅客自動車運送事業者、住民等の関係者が、合意した目的に実施できるものであり、実施団体が道路運送法施行規則第48条各号に列挙する営利を目的としない団体に限定しているところである。 自家用有償旅客運送については、平成27年4月より、運送の実施主体の弾力化について制度の見直しを行ったところであり、非営利性を前提に一定の組織性を有することや代表者が欠格事由に該当しないこと等を条件に、権利能力無き団体についても実施主体として許可可能としている。自家用有償旅客運送には、旅客自動車運送事業者が設立した地域において、例外的に認められるものであることから、実施主体を非営利団体に限っているところであり、営利性を有する民間事業者が有償運送を行う場合は、道路運送法上の事業許可を取得して行う必要がある。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	関係の府市町村等	団体名	その他(特記事項)	回答欄(各府省)
	区分	分野									
229	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	道路運送法における登録又は許可を要しない運送態様の規制緩和	平成18年9月29日発出の自動車交通局長事務課長から事務連絡、共通通1(3)で、ボランティア活動における送迎行為等を前提に「運送主体にかかわらず、自動車の実際の運行に要するガソリン代等のサービス提供を受ける者が支払う場合は、社会通念上、通常は登録を要しないと解される」とある。市町村の事業で、市町村の保有する自動車で行う「地域ボランティア活動やNPO法人・地域住民団体等が行う公共的・公益的活動に伴う送迎等の運行」についても上記の考え方が適用できるよう規制緩和(解釈変更)していただきたい。	現行の解釈では、市の事業として市が保有するバスで行う運送送迎業務にかかわる経費(人件費、ガソリン代、道路使用料、駐車場代)全て公費で負担しなければならず、ガソリン代等の実費を徴収することさても「有償運送」にあたることされているため、次の団体等への運送支援を実質的に制約している。①公設、私設を問わず、市内保育園の園外活動(遠足等)②NPO法人が主催、市が後援する活動を伴う公共的または公益的活動③地区センター、老人クラブ等、地域住民団体による移動を伴う活動	特にNPO法人や地域住民団体との共催や後援する事業へのかかわりが土曜・日曜、祝祭日に集中、その運転経費全てを公費で負担しなければならぬため、特別な事情がない限り、利用は見合わせられている状況である。今後の人口減少を見据えれば、全てを公費負担にするのではなく、一定程度の実費徴収を行うことで、持続可能なサービスが提供できると考えられる。市民と行政による参加協働のまちづくりを提唱し、市民活動団体やNPO法人のボランティア活動や公共的、公益的活動へのサポートを推進していく立場にありながら、公用バスの利用に当たってはうまく協力ができない。解釈が変更され、市民活動団体等から実費負担が容認できれば、市でも積極的に公用バスを貸し出すことが可能となるため、市民活動団体の地域おこし活動やNPO法人等のボランティア活動に大きく貢献でき、それがひいては市民との良好なパートナーシップの構築につながり、参加協働のまちづくりへの推進に役立つことが期待される。	道路運送法第78条「自家用自動車(事業用自動車車以外の自動車であつて、以下同じ)は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。」同79条「自家用有償旅客運送」を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。」	国土交通省	湯沢市		他人の需要に応じ、自動車を使用して旅客を有償で運送する場合は、輸送の安全及び旅客の利便を確保する観点から、旅客自動車運送事業(バス・タクシー等)の許可や自家用有償運送の登録を取得する必要がある。ただし、旅客自動車運送事業の許可や自家用有償運送の登録を行わなくとも、当該運送行為が行われなかった場合には発生しなかつたとが明らかであり、客観的、一時的に金銭的な水準を特定できる費用(ガソリン代、道路通行料及び駐車場料金)をサービス提供を受ける者が負担することは認められており、これは、市町村が運送主体であっても同様である。
253	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	区画整理事業における境界特定制度の活用に関する規制緩和	区画整理事業における換地処分に関して、特例として自治体を境界特定制度の申請人とできるよう申請人の範囲を広げ、制度を活用しやすくする。	区画整理事業において、隣接土地所有者との境界が確定できないことにより、換地処分ができないケースがある。境界確定については、不動産登記法の境界特定制度により解決を図る手段がある。その活用で解決を図りたいが、同法第131条の規定により、境界特定申請人は、登記名義人に限られ、区画整理の施行者である市は申請人になり得ない。そこで区画整理事業法107条第4項の特例として、区画整理事業での換地計画、換地処分において必要となった場合は、自治体を申請人とできる特例を定めていただきたい。	区画整理事業において境界確定の必要となった事業に対し、境界特定制度を活用することで、境界のトラブル解決できる。その結果、換地処分、登記を円滑に進め、事業の進捗を図ることができる。	区画整理事業法107条、不動産登記法第131条	法務省、国土交通省	豊田市		境界特定制度では、隣接する土地の一方の所有権登記名義人等からの申請が可能であることから(不動産登記法(平成16年法律第123号)第131条第1項)、非協力的な土地の所有権登記名義人等から申請してもらうことが可能である。また、隣接地の所有権登記名義人等の立会の協力が得られなくても、境界を特定することは可能であるから、現行制度においても一定の事業については対応することができている。なお、大規模災害からの復興に関する法律(平成25年法律第55号)等に基づき、復興整備事業の実施主体に境界特定申請権限が付与されている。これは、本来は、境界特定により利益を受ける土地の所有権登記名義人等が申請人として手数料を納める仕組みであるところ、大規模な災害を受けた地域の円滑かつ迅速な復興を図るという基本理念の下、当該事業の実施主体が手数料を納付して申請を行うことを特別の措置として認めているものである。上記のように現行制度でも一定の対応ができており、復興整備事業においてその実施主体に申請権限が認められた趣旨に鑑みると、区画整理事業の実施主体に申請権限を付与することについては、そのニーズや他の公共性を有する事業(地籍調査、土地改良事業等)との平仄も考慮しながら慎重な検討を要するものと考えられる。
255	B 地方に対する規制緩和	土木・建築	耐火構造の1階部分を造るにより上階の木造化を可能とする規制緩和	木造による校舎の普及を加速するため、1階と階段室等の部分を鉄筋コンクリート造の耐火建築物とし、2階及び3階を木造(耐火構造及び準耐火構造以外)とすることで、市場に流通している一般的な寸法(柱材 120角 長さ4m等)の木材を使い設計施工をする。	改正建築基準法の内容から、木造の3階建ての校舎建築は一定の延焼防止措置を講じた1時間準耐火構造の建築物とすることが可能になった。しかし木造として構造を見せるには、梁・柱の製材断面寸法を60mm大きくする必要があり、製材市場の一般的な寸法では対応できない。このことから、断面寸法の大きな製材を特別に発注して使わざるを得ず、改正建築基準法の改正後も、木造3階建ての校舎の普及が進みにくいと考えられる。本市では近年に中学校校舎増築設計を予定しているが、この提案が実現し校舎の木造化がはかれれば250㎡程度の需要喚起が期待できる。	木材の流通市場に合わせた木材利用をすすめることで、より多くの学校建築で木造化の推進ができる。規模等にもよるが、木造化と単なる木質化では同規模程度の小学校で約500㎡の使用量の差があり、これからの建築に地域で製材された一般流通材が活用されることにより、更なる需要喚起がはかれ、ひいては地域の森林整備や健全な森づくりの実現につながる。本市では近年に中学校校舎増築設計を予定しているが、この提案が実現し校舎の木造化がはかれれば250㎡程度の需要喚起が期待できる。	建築基準法第27条、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律第4条	国土交通省	豊田市	【これまでの検討経緯】平成27年6月1日建築基準法の一部を改正する法律の施行を受け、学校の増築での木造でも可能になった。しかし木構造を造る際に必要となる製材寸法に、部材断面が大きく成長する薄板ない(燃え代設計)。柱や梁に使う一般的な寸法の一般流通している規格寸法を参照し、木造の校舎を標準化した設計にて実現する検討が必要だった。	耐火構造・準耐火構造に関する規定は、建築物の用途や規模によって、火災による建築物の倒壊・延焼を防止するために必要な性能を定めており、建築物内部における延焼や隣接建築物への火災の拡大を防ぐことを目的としている。3階建て学校等については、従来は、倒壊・延焼によって周囲に加える危害が重大であることから耐火建築物であることを求めていたが、平成23年度から3年にわたって実施した大規模の火災実験を通じて十分な安全性を検証した上で、平成27年度から1階準耐火構造等とすることを可能にしたものである。したがって、1階部分を鉄筋コンクリート造とする方法については、上部の木造部分の倒壊による周囲への加害や避難上の問題について、技術的検証による安全性を確認できていないことから、ご提案の実現は困難である。なお、木材を現地で使用する場合は燃えしろ設計により実現することが可能であるが、燃えしろ設計は部材断面を大きくすることで火災時の安全性を確保する手法であるため、断面を小さくすることは困難である。また、一般的な寸法の木材を使う場合は、防火被覆を施すことにより、木材による耐火構造等を実現することが可能である。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	備考(参考資料等)	団体名	その他(特記事項)	回答欄(各府省)
	区分	分野									
260	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	「公有地の拡大の推進に関する法律」に基づき取得した土地は、同法第9条各号に基づき利用し得る権利を有するものとする。また、義務付けの緩和	法第9条第2項の後に、「ただし、前各号の事業の完了、変更または廃止により取得した際の目的を失った(異なった)と認められる土地については、この限りでない。」とし、売却を含めた別の利用を認めること。(少なくとも市が総合計画等に位置付けた施策を実現するにあたり、必要だと認める場合には、売却等の対応ができるようにすること。)	(構成市における具体例) 未整備の都市計画施設について都市計画の見直しを図り、一部の施設では都市計画区域を変更した。このうち公園緑地については、長期的な視点から都市計画を定めた計画的に整備してきたが、用地取得の困難さなどにより計画決定後、長期間経過してもなお未整備の箇所が存在する。また、近年の社会経済情勢の変化及び事業予算の減少傾向といった状況にも対応するため、市民一人あたりの面積の検証や個々の公園緑地の機能の検証を踏まえ、規模や機能面で支障のない箇所を変更した。 その結果、公法法で取得した土地が都市計画区域外に複数存在することとなり、管理については公法法の制限を受け、同法第9条各号に基づく利用し得ない。同法に基づく利用として、別の都市計画事業や都市再生整備計画に基づく事業、認定地域再生計画に基づく事業など挙げられるが、本件土地は元の所有者の買取り申し出に応じて取得したもので、面積、箇所ともに不揃いで、かつ郊外に位置するものも多いため、先の事業用としての需要を満たす土地は非常に限られている。 そのため、将来にわたり利用の見込みが出るとは考えづらい土地を含みながら、将来の利用の見込みが出るまで保有し続ける状況が続いており、それぞれの土地に係る維持管理経費も発生している(道路、公園部門においては年間約20万円)。	公法法の規定に関わらず住民が利用する施設のために供することや、売却別の事業の財源に充てるなど、資産の有効活用を図ることができる。 また、不要な資産を減らすことで維持管理業務及び維持管理費の縮減につなげられる。	公有地の拡大の推進に関する法律第9条		国土交通省 指定都市市長会		本法は、公有地の拡大の計画的な推進を図り、もって地域の秩序ある整備と公共の福祉の増進に資することを目的とし、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため必要な土地の先買に関する制度の整備、土地開発公社の創設、その他の措置を講じている。 先買の制度により取得した土地は、土地所有者に対し、届出しない譲渡制限といった義務のない制限を課した上で買取りられたものであり、その用途は公共性・公益性を有する ① 都市施設に関する事業 ② 取用適格事業 ③ 地方公共団体等が行う住宅用地の買又は譲渡に関する事業等の用又はこれらの事業に係る代替地の用(供されなければならないこと)とされている。 一方、規制改革・民間開放推進3か年計画等を受け、先買の制度により取得された長期保有土地の有効活用を図るため、平成18年の法改正にて、一定の要件を満たす場合に用途制限の緩和を認めている。 具体的には、買取られた日から10年を経過した土地であって、買取りの目的とした事業の廃止又は変更等によって①から③までの事業やその代替地の用(供される見込みがないもの)にあっては、法が目的とする都市の健全な発展と秩序ある整備に資する各種法定計画に位置付けられた下記の事業の用に供することとされている。 ④ 都市再生特別措置法に基づく都市再生整備計画に係る特定の事業 ⑤ 地域再生法に基づく認定地域再生計画に係る特定の事業 ⑥ 多様な分散型国土形成促進法に基づく特定の事業等 また、こういった公共性・公益性を有する事業に供されることから、法第6条第1項の協議に基づき買取られる場合には租税特別措置法第34条の2に規定する譲渡所得の特別控除の適用も可能となっている。 例えば、都市計画区域内外を問わず、宅地として売却すること(法第9条第1項第3号、同法施行令第5条第1項第3号)、公園、緑地、広場を施設、管理すること(法第9条第1項第2号)などは現行規定においても認められており、過去には、買取り後の事情変更により当初の買取り目的に供することができない場合に、一般公募の上、宅地宅地として売却を行っている事例も確認している。 なお、今回提案頂いたケースのような先買土地の有効活用に関しては、制度の周知等の利用促進を検討したいと考えているところ。 つまりは、利用促進を検討する上で、現行規定において対応できない用途を把握する必要がある。これまで再三にわたり具体的な用途を示していただいていたところ。先の提案団体へのヒアリングにおいても未だ示されていない状況であり、重ねてとなるがどのような用途拡大が望まれているのか、具体的にお示し願いたい。
264	B 地方に対する規制緩和	土地利用(農地除く)	駐車場出入口設置に係る規制緩和	駐車場出入口設置に係る規制緩和	駐車場及び同法施行令において技術的基準として義務付けられている路外駐車場の出入口の配置等については「交差点の側端又はそこから五メートル以内の部分」のうち一定のものについて適用が除外されている(令第7条第2項)一方、安全対策上同等の規制で十分と思われる「道路のまがりかどから五メートル以内の部分」については同様の適用除外がなされていないため、最善でない又はより不適切な位置への設置に至るケースが生じかねない状態にあり、出入口設置に多額の費用がかかるケースも想定される。  (構成市の具体例) 駅前・繁華街等、大通りに面している地域では、裏のまがり角に駐車場の出入口を設置した方が、交通渋滞の防止や安全な通行の観点から望ましいケースがある。	駐車場の出入口設置場所の選択肢が増えるため、より安全・円滑な道路交通実現に資する。	駐車場法施行令第7条第2項		警察庁、国土交通省	指定都市市長会	指定都市市長会から示された仙台市の事例については、交通の危険を生じさせるおそれのある道路のまがりかどから五メートル以内の部分ではない直線道路の部分に出入口を設置することが可能であると考えられるため、現在、内閣府を通じて指定都市市長会に対し、詳細を確認中である。なお、「道路のまがりかどから五メートル以内の部分については、大臣認定の対象に含めない理由」は以下のとおりである。 ① まがりかどについては、一般的に見通しが悪いことから、そのような場所に路外駐車場の出入口が設置された場合は、入庫しやすくなる車両及びその対向車がそれぞれ存在を認識できずに危険な錯綜が発生するおそれがあること ② 道路のまがりかどから五メートル以内の部分については駐車を行うことが禁止されていること。駐車場の出入口は一般的に順番待ち等の車両が滞留しやすいことから、通常想定されない対向車線にはみ出して通行する車両との衝突事故等が発生する危険性が高まるおそれがあること ③ 駐車場の技術的基準が適用される駐車場(駐車用に供する面積が500㎡以上)においては、一般的には、道路のまがりかどから五メートル以内の部分以外の直線道路の部分に出入口を設置することが可能であると考えられること ④ 路外駐車場の出入口の設置が可能となる幅員六メートル以上の道路においては、そもそもまがりかどが存在するケースが少ないこと
272	B 地方に対する規制緩和	運輸・交通	補助金を用いて設けられた施設の、当初目的以外の活用について、目的外使用の補助金庫庫納付免除(「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」で設けられた共同利用施設)	補助金を用いて設けられた施設は、補助事業の完了後10年を経過したものであっても、長期にわたる耐用年数の期間は収益を得る事業については補助金の国庫納付を求められ、他用途への活用が困難となっている。耐用年数期間が経過する間に時勢の変化や新たなニーズが発生した場合に對しての対応が困難となっている。  池田市においては、航空機騒音対策として市内各所に「共同利用施設」が設けられている。これは昭和40年～60年代にかけて、空港周辺の住民が騒音から逃れたい保育・集会所、学習・体育等の用途に活用するために建設してきたが、現在においては航空機騒音の減少や、空港周辺地域の各家庭への防音対策の普及が進み、また、共同利用施設自体についても騒音対策としての利用が少なくなっており、その意義を見直す必要があるところ。 このため、現在共同利用施設の再編の検討を進めており、再編の対象となる施設については、他用途への転用や民間活用等について検討を行っていくこととしているが、一定の国庫納付が必要となるため、収益を得る財産処分を伴う手法を検討して挙げにくい状況となっている。	共同利用施設が小規模であることや地域に連在する、という特性を活かすつ、活用方法をより柔軟に検討できるようになることで、自治体の収益の改善や住民サービスの向上につなげられる。 他用途への転用や民間活用等の具体的な内容については今後検討していくこととなるが、活用の一例として、小規模保育施設や、高齢者の「デイケア」施設、企業、NPO等への貸しオフィス、会議室等が考えられるところ。	補助金等にかかる予算の執行の適正化に関する法律第22条 同施行令第14条		国土交通省	池田市	地方公共団体が国土交通省航空局所管国庫補助事業により補助金等の交付を受けて取得し、又は効用の増加した財産(以下「補助対象財産」という。)の処分については、地方分権改革推進要綱(第1次)平成20年6月20日「地方分権改革推進本部決定」の「2.(2)補助対象財産の財産処分強化」を受け、航空局所管国庫補助事業に係る財産処分承認基準について(国空予第11105号 国空改第126号 国空環第103号 平成21年3月31日。以下「財産処分承認基準」という。)を定め、池田市を含む関係自治体に通知している。 財産処分承認基準においては、補助事業完了後10年を経過し、かつ収益を得ない目的外使用であれば、国庫納付を求めない等、補助対象財産の転用等について改善措置を講じているところである。 一方で、収益(維持管理費相当額がある場合はこれを除く。)のある場合は合理的な範囲内で国庫納付を求めるとしている。これは補助目的の達成や補助対象財産の適正な使用を確保する観点から定めているものであるため、当該国庫納付を免除することは困難と考えている。	
275	B 地方に対する規制緩和	医療・福祉	学校敷地内へ児童福祉法に規定する児童厚生施設等設置における要件緩和	学校教育法第3条に基づき定める学校設置基準(文部科学省令第14号)第10条に必要に応じて学校敷地内へ児童福祉法に規定する児童厚生施設等(以下「児童保育所等」という。)を設置することができる旨規定し、学校と児童保育所等を用途上可分かつ不可分とするよう対応を求めます。	【提案の背景】 国が策定した「放課後子ども総合プラン」では、「学校の特別教室、図書館、体育館、校庭等のスペースや、既に学校の用途として活用されている余剰教室の一時的な利用を積極的に促進」と記述され、学校と児童保育所等の一体的整備の方が掲げられている。 【支障事例】 学校の敷地内に児童保育所等を設置する場合、小学校等設置基準において学校施設として明記されていないことから、建築基準法において、用途上可分と解釈され、学校の敷地に切り離した上で、学校とは別に接道していることが求められており、児童保育所等の設置者にとっては、道路用地の確保等の事務的・財政的な負担が大きくなっている。 なお、建築基準法第43条のただし書きを活用すれば対応できないことはないが、特定行政庁(八王子市長)が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認められるために十分な根拠を示す必要があり、また、校庭をそのような位置づけて活用することについて所有者(八王子市長)の許可を受けなければならず、同じ市長であっても立場が違うことから、そのような煩雑な手間がかかることになる。よって、現行制度においては、学校施設と児童福祉施設という別目的の施設であることから、敷地分割をして接道をつけるように対応しているのが現状である。	学校内の空き教室や空きスペースの活用だけでなく、敷地内に児童保育所等の円滑な整備が図れることにより、待機児童の解消とともに児童の放課後の健やかな育ちを支える活動場面の充実が図られる。	学校設置基準(文部科学省令第14号)第10条		文部科学省、厚生労働省、国土交通省	八王子市	【国土交通省回答】 学校と児童保育所等が用途上可分かつ不可分の判断については、小学校等設置基準に児童保育所等が学校施設として明記されていないことを理由に、必ずしも用途上可分かつ不可分と判断しなければならないものではない。現行制度においても、児童保育所等を学校と用途上不可分かつ不可分とみなすことは、各特定行政庁の判断に基づき可能である。 なお、用途上可分かつ不可分と判断されない場合でも、建築基準法第86条に基づいて一団地として、特定行政庁が安全上、防火上及び衛生上支障がないと認め、当該一団地をこれらの建築物の一の敷地としてみなした場合は、建築基準法第43条のただし書きの規定に基づき、その敷地の周囲に広い空地を有する等特定行政庁が交通上、安全上、防火上及び衛生上支障がないと認めれば許可が可能な場合がある。 【参考:文部科学省回答】 建築基準法において、用途上可分と解釈されるか否かについては、小学校設置基準等における規定の有無と直接的に関係するものではない。 また、小学校設置基準は、小学校を設置するのに必要な最低の基準を定めるものである。(小学校設置基準第一条第二項)と提案の小学校設置基準第10条についても、小学校に最低限備えなければならない施設について定める趣旨の規定であり、任意で設置すべき児童厚生施設等について記載することは困難である。

管理番号	提案区分		提案事項(事項名)	求める措置の具体的内容	具体的な支障事例	制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)	根拠法令等	関係の府等・関係府庁	団体名	その他(特記事項)	回答欄(各府省)	
	区分	分野										
276	B	地方に対する規制緩和	運輸・交通	放置自転車対策の対象拡大	<p>【提案の背景】</p> <p>駅周辺の放置自転車対策として、本市では、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(以下「自転車法」という。))に基づき条例を制定し、放置自転車の撤去・保管を行っているところである。自転車法においては、道路交通法第2条第1項第10号に規定されている排気量50ccまでの原動機付自転車(以下、「原付」という。))及び同第11号の2に規定されている自転車のみを法の対象としており、道路交通法第2条第1項第10号(排気量50cc超～125cc以下)は、原付一種(排気量50cc以下)との車体の大きさはそれほど変わらないにもかかわらず、地方公共団体では撤去することができず、警察による駐車違反取り締まりに委ねられている。</p> <p>【支障事例】</p> <p>自動二輪車の放置(駐車違反)は、自転車及び原付の放置以上にまちの景観を損ね、歩道の通行機能を阻害している場合が自立ってきている。自動二輪車の放置を現認したときは、その都度警察に駐車違反取り締まりの依頼をするが、対応が遅れることと対応しきれない場合がある。警察と共同してキャンペーンを行い、同時に自動二輪車の撤去活動をするとしても年に一度か二度はあるが、その場しのぎにすぎず、根本的な解決にはなっていない。</p> <p>【本市の実情】</p> <p>本市の自転車駐車場の整備は進んでおり、近年の技術革新により、サイズが原付一種とほぼ変わらなくなっている原付二種までは、撤去もきめて現状と相違なく対応が可能である。</p>	自動二輪車の放置(駐車違反)の減少により、まちの景観の向上、歩道の通行機能の確保に繋がる。	自転車等の安全利用の促進及び自転車等の駐車に対する総合的推進に関する法律第2条第1項第2号	内閣府、警察庁、国土交通省	八王子市	<p>【内閣府】</p> <p>「自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律(以下「自転車法」という。))は、自転車利用における交通事故の増加、自転車の無秩序な放置の増大等を背景として制定・改正されたものであり、自転車に係る道路交差環境の整備及び交通安全活動の推進、自転車の安全性の確保、自転車等の駐車対策の総合的推進等に関し基本的な事項を定めるとともに、地域の自主性に基づき、具体的な撤去等の措置について地方公共団体の条例に委ねることを内容としているものである。したがって自転車法は地方公共団体が行う自動二輪車への措置を妨げておらず、地方公共団体が、その自主性に基づき、条例を定めて自動二輪車の撤去措置等を実施できると解されているものと承知している。</p> <p>【警察庁】</p> <p>警察庁において回答可能な事項なし</p> <p>【国土交通省】</p> <p>本件提案にある放置自転車の撤去に関することは、国土交通省の所掌するところではない。</p>		
290	B	地方に対する規制緩和	土木・建築	公営住宅管理業務におけるマイナンバーの利用	<p>公営住宅の管理業務において、マイナンバーを利用した特定個人情報の照会が平成29年7月から可能となる。大阪府では府営住宅の管理運営をすべて指定管理者に委託しているが、現行制度の下では指定管理者が情報提供ネットワークシステムに接続された端末を操作して情報照会等を行うことができない。</p> <p>現在、指定管理者が各種申請の受付業務を行っており、必要書類をチェックし、審査に必要な書類をすべて整理した上で府に引き継ぎ、府がそれらの書類をもとに審査している。</p> <p>マイナンバー制度を導入した場合、指定管理者が各種申請書類の受付業務を行うにあたって、府の審査に必要な情報を取得することができないため、マイナンバーにより照会可能な情報は未チェックのまま府に引き継がれることとなる。</p> <p>その後、府職員が端末で情報照会を行い、審査に必要な情報を取得することとなり、制度導入前に比べて府職員の業務量が大幅に増え、事務処理に大きな支障が生じる。</p> <p>マイナンバー導入により、申請者の負担軽減が期待されることは望ましいことであるが、現行制度のままでは、指定管理者の事務軽減につながることはあっても、自治体の負担が増加することは明白である。</p> <p>このままでは、マイナンバー制度導入効果の一つである「行政の事務の効率化」が達成できず、住民サービスの向上や行政の効率化につなげるための「指定管理者制度」の主旨にもそぐわない状況となる。</p> <p>&lt;参考&gt;</p> <p>主な事務の年間処理件数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・収入申告: 約127,000件</li> <li>・家賃減免: 約30,000件</li> <li>・入居決定: 約5,000件</li> <li>・同居承認: 約2,000件</li> <li>・地位承認: 約2,000件</li> </ul>	公営住宅の管理は、全国の多くの自治体が「指定管理者制度」を導入しており、指定管理者がマイナンバーを利用した情報照会を行うことができるよう制度改正が実現することにより、円滑な事務処理が可能となり、公営住宅入居者等の利便性向上、行政の効率化につながる。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律	内閣府、総務省、国土交通省	大阪府、滋賀県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、京都市	<p>(内閣府の回答を記載)</p> <p>情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携については、個人に関する様々な分野の情報を紐付けることが可能となることから、原則として行政機関等をその利用主体とするとともに、情報連携を行うことができる場合はマイナンバー法別表第2に規定し明確化することなどにより、情報連携が適切に行われることを担保することとされており、指定管理者は、法人その他の団体であり、行政機関等に該当せずその主体が明確でないと考えられることから、情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携を行うことができる主体とはしていません。</p>		
298	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における情報提供ネットワークシステムによる情報照会の実施	<p>【支障事例】</p> <p>番号制度の情報提供ネットワークシステムにおいて照会等に、身体障害者手帳や精神保健福祉手帳を持っている方は手帳の提出を、また、生活保護を受給している方は受給証明書提出を省略できるにも関わらず、療育手帳や外国人保護関係情報については、番号法に規定されなければ、その提出を省略できず、住民サービスの向上につながらないとともに申請窓口の混乱を招く。</p> <p>【療育手帳】</p> <p>身体障害者手帳や精神保健福祉手帳、療育手帳の所有者が同様に扱われている事務の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務</li> <li>・児童扶養手当の支給に関する事務</li> <li>・地方税の賦課徴収に関する事務</li> <li>・公営住宅の管理に関する事務</li> </ul> <p>【外国人保護】</p> <p>生活保護受給者、外国人保護受給者が同様に扱われている事務の例</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害児入所給付費、高額障害児入所給付費又は特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務</li> <li>・地方税の賦課徴収に関する事務</li> <li>・公営住宅の管理に関する事務</li> </ul> <p>【参考】</p> <p>番号制度の情報提供ネットワークシステム(NWS)を使用するためには、中間サーバー(SV)が必要となる。情報提供ネットワークシステムを使用して照会できるように求める。</p>	【効果】	療育手帳関係情報や外国人保護関係情報を、情報提供ネットワークシステムを利用して、正確かつ効率的に確認。	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条	内閣府、総務省、厚生労働省、国土交通省	九州地方知事会	大分県提案分	<p>(内閣府の回答を記載)</p> <p>マイナンバー法においては、より公平・公正な社会を実現するため必要な範囲内で限定的に特定個人情報の提供が認められています。その1つとして同法第19条第7号において情報提供ネットワークシステムを使用して情報提供を行う場合が規定されており、これにより提供を行うことができる具体的な個人情報は、別表第2において規定されています。</p> <p>同表に規定される特定個人情報については、上記の観点を踏まえ、それぞれの個人番号利用事務の制度所管の府庁において、その事務の根拠法令に基づき、特定個人情報の必要性や事務の効率性等が検討されたうえで、当該特定個人情報の提供者側で提供ができると考えられるものについて規定されているものです。</p>
299	B	地方に対する規制緩和	その他	マイナンバー制度における管理代行者に対する情報提供ネットワークシステム利用環境の整備	<p>【支障事例】</p> <p>公営住宅の管理代行者が、単独でソフトウェア開発や中間SVを保有する必要があるが、技術や経費の面において、極めて困難である。</p>	【効果】 <p>情報提供ネットワークシステムを利用した、地方公共団体の関係機関等による必要な情報の効率的な確認。</p>	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第19条	内閣府、総務省、国土交通省	九州地方知事会	大分県提案分	<p>(内閣府の回答を記載)</p> <p>中間サーバーは情報提供ネットワークシステムを利用した情報連携のために必要なものであるため、情報連携の主体において適切に措置を講じていただく必要があるものです。</p>	